

令和6年度

桐生市水道事業年報

令和6年4月1日～令和7年3月31日

桐生市水道局

目 次

I. 事業概要	
1. 沿 革	1
2. 基本計画の推移	2
3. 令和6年度の概況	3
II. 組織	
1. 機 構 図	5
2. 水道局事務分掌	6
3. 職員配置表	8
III. 施設概要	
1. 浄水施設	9
2. 配水施設	16
3. 加圧施設	17
4. 水質センター	18
5. 桐生市水道山記念館	18
IV. 業務概要	
1. 業務実績状況（業務統計月報より）	19
2. 口径別・管種別配水管延長	20
3. 月別配水量及び有収水量	20
4. 配水量分析表	21
5. 口径別・月別有収水量と料金	22
6. 口径別件数・水量及び料金	24
7. 水道料金取扱状況	24
8. 水道料金の収納状況	24
9. 水道料金の改定（口径別に移行後）	25
10. 電力使用状況及び料金	26
11. 薬品使用状況	27
12. 量水器設置数及び取替状況	27
13. 給水申込・使用中止及び変更等の件数	28
14. 給水装置工事及び修繕工事	28
15. 口径別加入件数及び加入金	29
16. 漏水調査実績（委託）	29
17. 桐生市水道局指定給水装置工事事業者名簿	30

V. 財務の概況	
1. 収益的収入及び支出	34
2. 資本的収入及び支出	34
3. 比較損益計算書	35
4. 比較貸借対照表	36
5. 令和6年度企業債借入先別償還状況	39
VI. 経営分析	
○ 経営・財務分析表	40
VII. 災害時の態勢	
1. 桐生市水道施設防災計画に基づく給水拠点	43
2. 災害時の相互応援協定等	45
(1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書	45
(2) 災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定（桐生管工事協同組合）	47
(3) 群馬県水道災害相互応援協定	48
(4) 災害時における応援業務に関する協定書（株式会社両毛ビジネスサポート）	50
(5) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	51
(6) 社団法人日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱	54
(7) 上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定（伊勢崎市）	57
(8) 上水道相互連絡管設置に関する協定（前橋市）	59
(9) 災害時等における応援業務に関する協定書	62
(10) 災害時等における応急復旧活動の応援協力に関する覚書	64
VIII. その他資料	
1. 桐生市水道料金審議会条例	65
2. 両毛地域水道事業管理者協議会開催要領	65
桐生市給水区域図	

I. 事業概要

1. 沿革

桐生市の水道事業は、昭和5年2月に水道事業創設認可を受け、昭和7年4月に全市の給水を開始しました。当時の計画給水人口は60,000人、計画一日最大給水量は10,200 m^3 でした。

昭和19年4月には、計画給水人口75,000人、計画一日最大給水量は15,000 m^3 とした「第1次拡張事業」の認可を受け、本市の水道施設は次々と充実・拡張していきました。

その後、元宿浄水場の取水量低下を補う工事として行われた「第2次拡張事業」、広沢水源地を建設した「第3次拡張事業」、相生地区への給水と市内給水量の増補を目的とした「第4次拡張事業」、上菱浄水場を建設した「第5次拡張事業」、市内施設の統廃合を行い、本市の水道施設の全体的な見直しを行った「第6次拡張事業」と、昭和25年から昭和49年にかけて、様々な拡張事業を実施してきました。

そして、高度経済成長による更なる水需要の増大に対応するため、昭和49年3月に計画給水人口157,100人、計画一日最大給水量は120,200 m^3 とした「第7次拡張事業」の認可を受けました。この拡張事業は、前期では元宿浄水場を増設し、後期では桐生川ダムの完成に伴う梅田浄水場の新設を計画しました。

梅田浄水場は、人口減少に伴い拡張事業から用途を変え、老朽化した上菱浄水場の代替施設として令和3年3月に第1期工事が完成しました。

令和3年4月から梅田浄水場が供用開始となり、老朽化した上菱浄水場は廃止となりました。

今後の本市の水道事業は、市のほとんどに施設が行き渡ったため、拡張から施設のより一層の充実を目指した管理化へと向かい、より正確な水道管網図の整備、異臭味対策、低水圧地区の解消、水道管の漏水防止、老朽管の布設替えなど、安全でおいしい水の安定供給を目指して事業を実施しております。

また、平成17年6月、勢多郡新里村及び同黒保根村を編入合併したことに伴い、旧新里村水道事業を統合しました。さらに、平成28年4月には、馬立簡易水道事業と黒保根簡易水道事業を統合しました。

2. 基本計画の推移

区分	事業内容	認可(届出) 年月日	起工 年月	竣工 年月	計画給 水人口	計画一日 最大給水量	計画一人 一日最大 給水量	総事業費
創設	元宿浄水場、水源地、 水道山配水地	昭 5. 2. 13	昭 5. 9	昭 7. 4	人 60,000	m ³ 10,200	ℓ 170	千円 1,387
第1次 拡張事業	天神町浄水場 (現在廃止)	19. 4. 1	19. 4	20. 10	75,000	15,000	200	1,509
第2次 拡張事業	元宿浄水場増設	25. 10. 17	25. 10	26. 12	76,500	15,300	200	6,120
第3次 拡張事業	広沢水源地(現在廃止)、 配水場	32. 2. 21	32. 7	37. 3	101,200	25,300	250	173,912
第4次 拡張事業	広沢水源地(現在廃止) 増設 元宿浄水場増設	38. 12. 23	39. 7	43. 3	120,000	34,800	290	283,455
第5次 拡張事業	上菱浄水場(現在廃止)、 配水場	41. 12. 28	42. 6	45. 7	120,000	45,600	380	562,895
第6次 拡張事業	元宿浄水場増設、青葉 台配水場、梅田加圧所	46. 4. 26	46. 4	48. 6	130,000	50,700	390	687,691
第7次 拡張事業	元宿浄水場増設等	49. 3. 30	49. 4	56. 3	157,100	120,200	765	7,621,840
	給水区域の拡張 (変更届出第1回)	平 16. 10. 27	-	-	157,100	120,200	765	4,800,000
	新里村上水道事業統合 (変更届出第2回)	17. 6. 10	-	-	175,300	130,210	743	13,856,260
	馬立簡易水道事業統合 黒保根簡易水道事業統合 (変更届出第3回)	28. 3. 23	-	-	178,173	131,886	740	13,512,006

※ 行政区域面積：274.45km² / 計画給水区域面積：95.04km²

※ 計画一日最大給水量 = 配水能力

3. 令和6年度の概況

(1) 総括事項

本市水道事業は、昭和7年4月に通水を開始して以来94年が経過いたしました。創設時から拡張期における水道施設や管路網は老朽化が著しく、それらの大規模な更新や改修が継続的な課題となっております。さらに、給水人口の減少や市民の生活様式の変化により、今後も水需要の減少は続くものと想定されます。このような状況の中で、将来にわたり安定した事業経営を継続するため、「桐生市水道再生マスタープラン」に基づき、投資計画と財政計画との均衡を図りながら、今後取り組むべき課題に対応させた「桐生市水道事業経営戦略」に沿った事業運営に鋭意取り組んでいるところですが、現在も続く不安定な社会情勢や、物価高騰による経費の上昇など一層厳しさを増す経営環境に対応するために「桐生市水道事業経営戦略」の中間見直しを実施いたしました。

令和6年度につきましては、「桐生市水道事業経営戦略」に基づき、水道施設の適切な維持管理・更新を実施いたしました。水道管路につきましては、更新の優先度や水需要の減少を踏まえた更新を実施するとともに、水圧の改善、漏水防止等の推進を図りました。浄水場及び各配水施設につきましては、日常の維持管理及び保守点検を適切に実施するとともに、設備の改修及び機器の取替等を実施いたしました。今後も水需要を踏まえた施設規模の適正化や施設の長寿命化を念頭に置き、水道施設の維持管理・更新に取り組むとともに、近年頻発する災害への対応として、水道施設の耐震化や危機管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、「水道GLP」による水質検査体制により、水道水の水質に対する信頼性の確保を図るとともに、水質検査機器の更新を行いました。

今後もより安全安心な水の供給を図るべく、水質・水源保全対策を推進し、きめ細かい給水サービスができるよう努力してまいります。

イ. 建設改良事業について

主な建設改良の工事は、元宿浄水場の凝集沈澱池設備更新工事（5号池）、広沢配水場の緊急遮断弁制御盤設置工事等を実施するとともに、各配水施設の計測設備やポンプ設備等の更新工事を実施し、水道水の安定供給に努めました。

また、市内一円にわたり、6,306mの管路布設工事を実施いたしました。

固定資産購入では、水質検査機器「超純水製造装置」、「固相抽出装置」等を更新し、水質検査体制の強化を図りました。

ロ. 業務の状況について

年度末における給水件数は52,000件となり、前年度と比較して188件(0.4%)減少し、給水人口は、100,300人で1,797人(1.8%)減少しました。

また、普及率は全市人口100,513人に対し、99.8%となりました。

年間有収水量は、11,718,655 m³で、前年度と比較して141,334 m³(1.2%)減少しました。

なお、有収率については、78.3%となりました。

ハ. 経理の状況について

本年度決算は、収益的収支において、収入2,014,061,804円（外仮受消費税及び地方消費税分185,485,962円）、支出2,197,635,498円（外仮払消費税及び地方消費税分82,259,050円）となりました。その結果、183,573,694円の純損失となりました。

収入においては、給水人口の減少に伴い、給水収益は減少しましたが、広沢水源地の土地の一部を売却したことにより、前年度の決算と比較して15,037,021円（0.8%）の増加となりました。

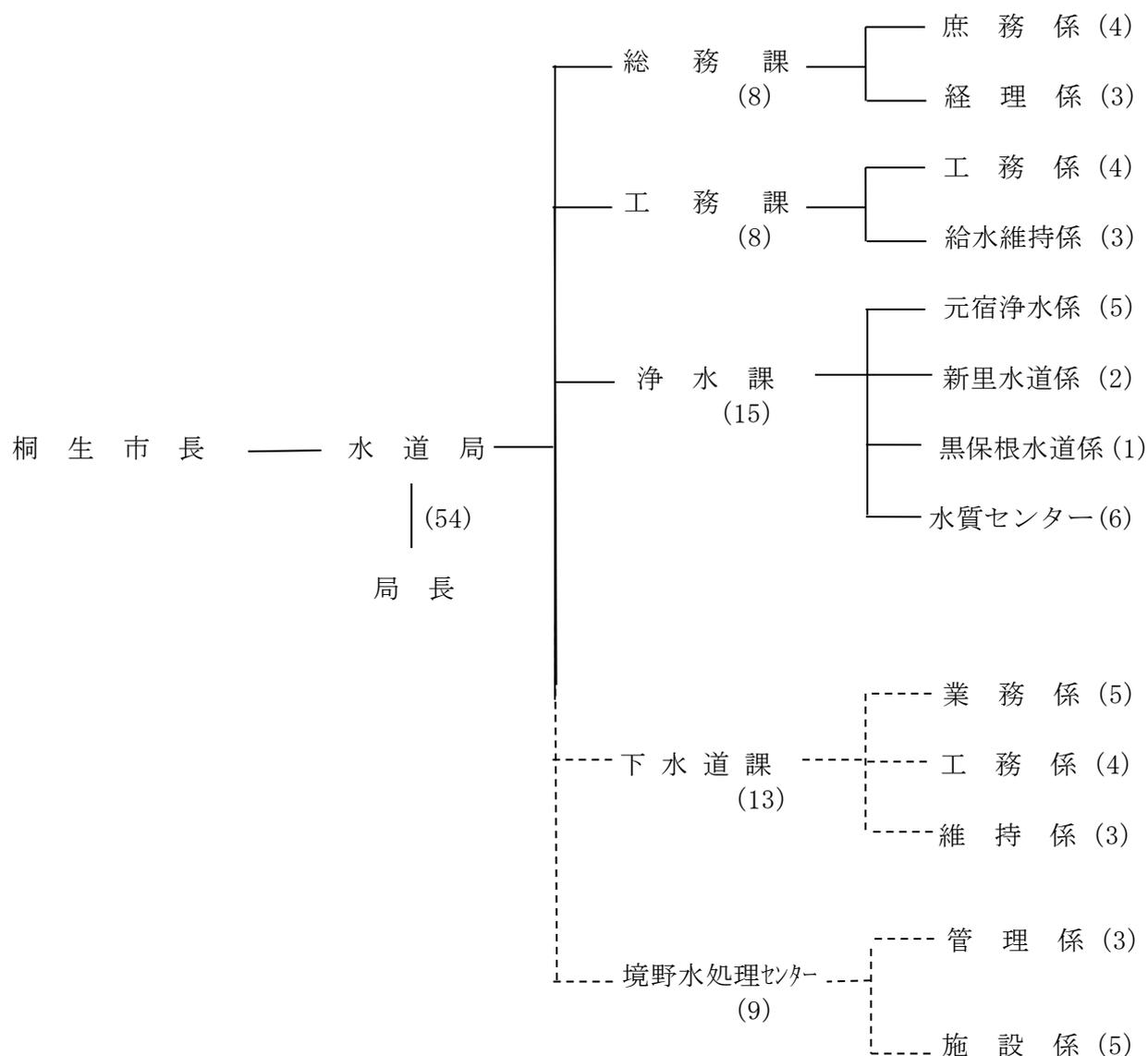
支出においては、桐生市本庁舎建替えに伴う水道庁舎の除却費用を特別損失に計上したことや、修繕費、退職給付費が増加したことなどにより、前年度の決算と比較して181,939,191円（9.0%）の増加となりました。

資本的収支においては、収入341,020,641円、支出1,352,094,394円で、差引収入不足額1,011,073,753円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,343,422円、当年度分損益勘定留保資金760,152,914円、建設改良積立金162,577,417円で補填しました。

なお、たな卸資産購入費の仮払消費税及び地方消費税額は2,386,301円、貸倒れに係る控除税額は95,019円となりました。

Ⅱ．組 織

1. 機 構 図



※ () 内数字は職員数

※下水道課及び境野水処理センターは下水道事業会計

2. 水道局事務分掌

総務課

1. 職員の人事、給与、服務、研修及び福利厚生に関する事。
2. 条例、規則及び規程に関する事。
3. 文書に関する事。
4. 広報広聴及び統計に関する事。
5. 資産の取得、管理及び処分に関する事。
6. 契約、物品の調達及び不用品の処分に関する事。
7. 公用車両に関する事。
8. 庁舎、職員公舎及び水道山記念館の管理に関する事。
9. 指定給水装置工事事業者の指定等に関する事。
10. 労働組合に関する事。
11. 安全衛生に関する事。
12. 災害対策の庶務に関する事。
13. 財務、検針及び水道料金に係る電算システム並びに水道局電子計算システムの総括に関する事。
14. 予算及び決算に関する事。
15. 企業債及び一時借入金に関する事。
16. 資金の計画及び運用に関する事。
17. 水道事業の経営計画に関する事。
18. 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
19. 水道料金その他収納金の収入整理に関する事。
20. 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
21. 貯蔵品の出納保管に関する事。
22. 資産の評価に関する事。
23. 期中経理に関する事。
24. 水道使用の諸届の受付に関する事。
25. 使用水量の検針に関する事。
26. 使用水量の認定に関する事。
27. 使用者台帳及び検針台帳の整理保管に関する事。
28. 水道料金の調定に関する事。
29. 水道メーターに関する事。
30. 開閉栓、休止に関する事。
31. 共同住宅の戸別検針及び戸別徴収の契約に関する事。
32. 水道料金及びその他の収納金の納入通知書等の発行及び徴収に関する事。
33. 水道料金及びその他の収納金の過誤納金の還付に関する事。
34. 水道料金及びその他の収納金の滞納に係る督促並びに停水処分に関する事。
35. 分水、受水に関する事。
36. 収納事務等受託者の指導及び監督に関する事。
37. 他の主管に属さない事。
38. 局内の庶務に関する事。

工務課

1. 事業施設の将来計画に関する事。
2. 主要事業の許認可申請に関する事。
3. 取水の計画に関する事。
4. 事業施設の工事に関する事。
5. 浄水場建設に関する事。
6. 配水管等の布設に伴う給水切替工事に関する事。
7. 主管の工事に係る工事検査（別に定めるものを除く。）に関する事。
8. 給水装置工事の申請及び検査に関する事。
9. 事業施設及び給水装置の維持管理及び修繕に関する事。
10. 漏水防止に関する事。
11. 非常用浄水装置及び災害用施設の維持管理に関する事。
12. 主管の設計、積算及び図面管理等に係る電子計算システムの管理に関する事。
13. 給水装置施工票及び事業施設に係る設計図面の管理に関する事。
14. 加入金及び手数料の調定に関する事。
15. 給水装置修繕工事及び施設損傷弁償金の調定に関する事。
16. 防災行政無線の保守管理に関する事。
17. 漏水及び災害に関する事。
18. 業務委託に関する事。
19. 工事に伴う道路占用及び掘削等の申請に関する事。
20. 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事。
21. 貯水槽水道に関する事。
22. 専用水道に関する事。

浄水課

1. 浄水業務の総括に関する事。
2. 元宿浄水場、梅田浄水場、黒保根浄水場、田沢浄水場等の取水、浄水及び配水に関する事。
3. 元宿浄水場、梅田浄水場及び配水場等の運転並びに維持管理に関する事。
4. 元宿浄水場、梅田浄水場、黒保根浄水場及び田沢浄水場の配水区域内の施設の維持管理、修繕並びに管末採水に関する事。
5. 排水処理に関する事。
6. 主管の工事に係る工事検査（別に定めるものを除く。）に関する事。
7. 取水量、送水量及び配水量等の統計に関する事。
8. 浄水施設の将来計画に関する事。
9. 新里地区及び黒保根地区における水道料金等の徴収に関する事。
10. 水質の調査及び監視に関する事。
11. 水質事故の初期対応に関する事。
12. 各浄水場原水及び浄水の定期精密水質検査に関する事。
13. 給水栓水毎日水質検査及び精密水質検査に関する事。
14. 水質管理に関わる各種調査、実験の実施及び解析に関する事。
15. 浄水処理に必要な水質検査や実験に関する事。
16. 水質データの管理、解析及び公表に関する事。
17. 各種実験・検査機器の保守管理及び更新に関する事。
18. 水質センターの管理に関する事。
19. 主管の薬品の保管及び浄水処理の薬品の注入に関する事。
20. 水質の試験方法に関する事。
21. 水質検査及び水質管理の受託に関する事。

3. 職員配置表

職名 所属		局長	次長	課長	課長補佐	係長	主査	主任	主事	技師	再任用職員	主任技術員	技術員	主任作業員	作業員
局長	1	1													
総務課	1		1												
庶務係	4				1		1	1	1						
経理係	3				1		1		1						
計	8		1		2		2	1	2						
工務課	1			1											
工務係	4				1		2			1					
給水維持係	3				1			1			1				
計	8			1	2		2	1		1	1				
浄水課	1			1											
元宿浄水係	5				1		2				1	1			
新里水道係	2						1					1			
黒保根水道係	1				1										
水質センター	6				1		2	2		1					
計	15			1	3		5	2		1	1	2			
合計	32	1	1	2	7		9	4	2	2	2	2			

Ⅲ. 施 設 概 要

1. 浄 水 施 設

施設名	元宿浄水場	梅田浄水場																																								
水源	渡良瀬川表流水	桐生川ダム湖水																																								
所在地	元宿町14番37号	梅田町四丁目259番地																																								
電話番号	0277-44-3363	0277-46-7152																																								
設置年月	昭和7年4月	令和3年4月																																								
面積	33,855m ²	30,931m ²																																								
取水能力	72,500m ³ /日	11,500m ³ /日																																								
設備等	<p>[ポンプ]</p> <table> <tr> <td>取水用</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>送水用</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>洗浄水用</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32台</td> </tr> </table> <p>[沈砂池]</p> <table> <tr> <td>13,800m³/日 × 2池</td> </tr> <tr> <td>22,450m³/日 × 2池</td> </tr> </table> <p>[高速沈殿池]</p> <table> <tr> <td>13,800m³/日 × 2池</td> </tr> <tr> <td>23,000m³/日 × 1池</td> </tr> </table> <p>[横流式沈殿池]</p> <table> <tr> <td>11,225m³/日 × 5池</td> </tr> </table> <p>[急速ろ過池]</p> <table> <tr> <td>27,600m³/日</td> </tr> <tr> <td>面積24.0m² × 8池</td> </tr> <tr> <td>44,900m³/日</td> </tr> <tr> <td>面積53.9m² × 8池</td> </tr> </table> <p>[浄水池]</p> <table> <tr> <td>450m³ × 1池</td> </tr> <tr> <td>1,220m³ × 1池</td> </tr> <tr> <td>3,160m³ × 5池</td> </tr> </table> <p>[高架水槽]</p> <table> <tr> <td>1,100m³ × 1槽</td> </tr> </table> <p>[排水処理]</p> <table> <tr> <td>汚水池 540m³ × 1池</td> </tr> <tr> <td>汚泥池 720m³ × 1池</td> </tr> <tr> <td>濃縮槽 1,280m³ × 1槽</td> </tr> </table> <p>[非常用自家発電設備]</p> <table> <tr> <td>1,000kVA × 1台</td> </tr> </table>	取水用	9台	送水用	21台	洗浄水用	2台	計	32台	13,800m ³ /日 × 2池	22,450m ³ /日 × 2池	13,800m ³ /日 × 2池	23,000m ³ /日 × 1池	11,225m ³ /日 × 5池	27,600m ³ /日	面積24.0m ² × 8池	44,900m ³ /日	面積53.9m ² × 8池	450m ³ × 1池	1,220m ³ × 1池	3,160m ³ × 5池	1,100m ³ × 1槽	汚水池 540m ³ × 1池	汚泥池 720m ³ × 1池	濃縮槽 1,280m ³ × 1槽	1,000kVA × 1台	<p>[ポンプ]</p> <table> <tr> <td>送水用</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>洗浄水用</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10台</td> </tr> </table> <p>[着水井]</p> <table> <tr> <td>17,250m³/日 × 2池</td> </tr> </table> <p>[傾斜管沈殿池]</p> <table> <tr> <td>8,625m³/日 × 2池</td> </tr> </table> <p>[急速ろ過池]</p> <table> <tr> <td>17,250m³/日</td> </tr> <tr> <td>面積15.6m² × 8池</td> </tr> </table> <p>[浄水池]</p> <table> <tr> <td>1,500m³ × 3池</td> </tr> </table> <p>[排水処理]</p> <table> <tr> <td>排水池 250m³ × 2池</td> </tr> <tr> <td>排泥池 120m³ × 2池</td> </tr> <tr> <td>調整槽 12.6m³ × 2槽</td> </tr> </table> <p>[非常用自家発電設備]</p> <table> <tr> <td>315kVA × 1台</td> </tr> </table>	送水用	4台	洗浄水用	6台	計	10台	17,250m ³ /日 × 2池	8,625m ³ /日 × 2池	17,250m ³ /日	面積15.6m ² × 8池	1,500m ³ × 3池	排水池 250m ³ × 2池	排泥池 120m ³ × 2池	調整槽 12.6m ³ × 2槽	315kVA × 1台
取水用	9台																																									
送水用	21台																																									
洗浄水用	2台																																									
計	32台																																									
13,800m ³ /日 × 2池																																										
22,450m ³ /日 × 2池																																										
13,800m ³ /日 × 2池																																										
23,000m ³ /日 × 1池																																										
11,225m ³ /日 × 5池																																										
27,600m ³ /日																																										
面積24.0m ² × 8池																																										
44,900m ³ /日																																										
面積53.9m ² × 8池																																										
450m ³ × 1池																																										
1,220m ³ × 1池																																										
3,160m ³ × 5池																																										
1,100m ³ × 1槽																																										
汚水池 540m ³ × 1池																																										
汚泥池 720m ³ × 1池																																										
濃縮槽 1,280m ³ × 1槽																																										
1,000kVA × 1台																																										
送水用	4台																																									
洗浄水用	6台																																									
計	10台																																									
17,250m ³ /日 × 2池																																										
8,625m ³ /日 × 2池																																										
17,250m ³ /日																																										
面積15.6m ² × 8池																																										
1,500m ³ × 3池																																										
排水池 250m ³ × 2池																																										
排泥池 120m ³ × 2池																																										
調整槽 12.6m ³ × 2槽																																										
315kVA × 1台																																										

新里町

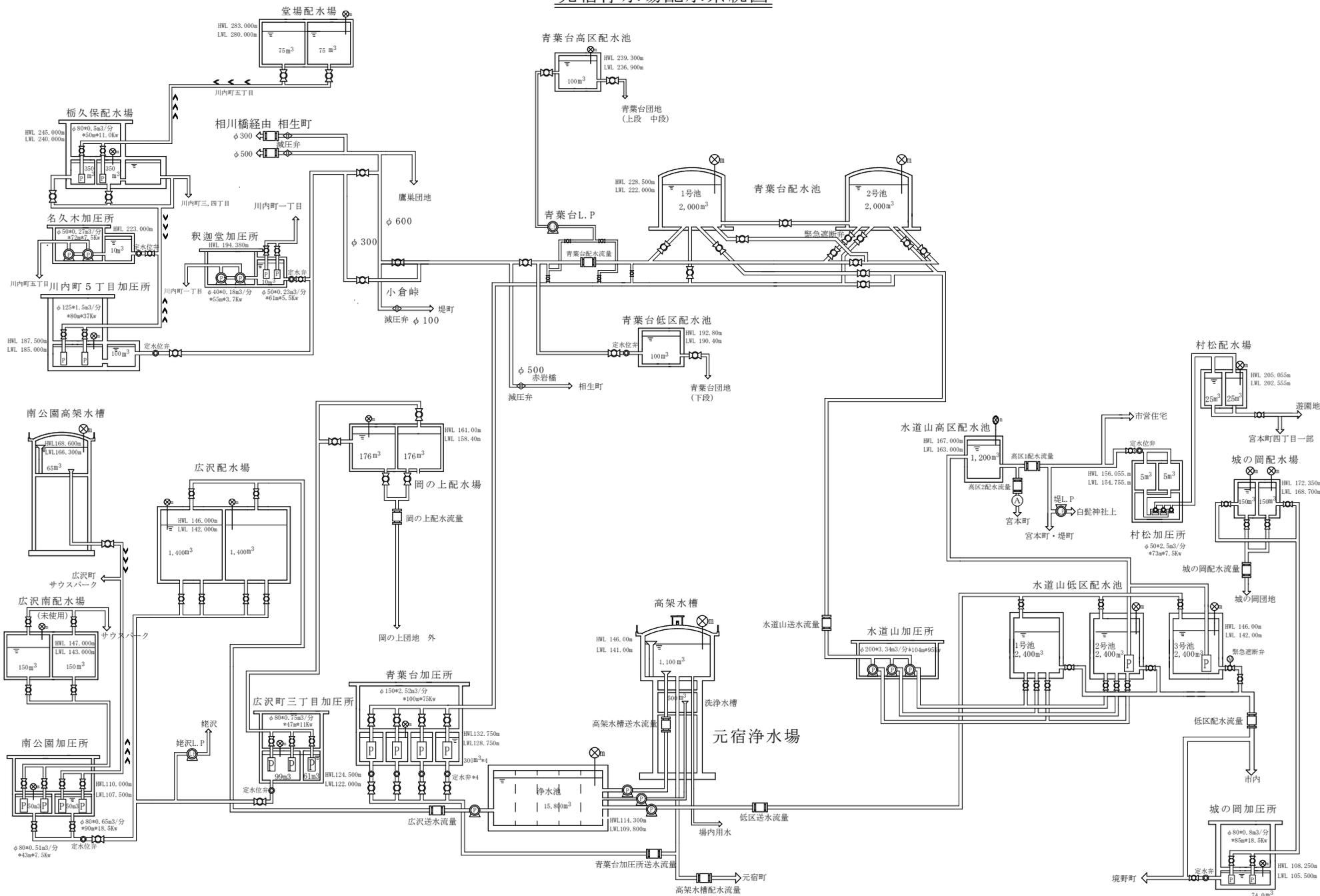
施設名	新里第6水源地	新里第8水源地	新里第9水源地
水源	地下水	地下水	地下水
所在地	新里町赤城山864番地121	新里町赤城山923番地243	新里町赤城山1418番地2
電話番号			
設置年月	昭和49年1月	昭和50年3月	昭和55年10月
面積	501㎡	522㎡	112㎡
取水能力	300㎡/日	213㎡/日	1,160㎡/日
設備等	[ポンプ] 取水用 1台	[ポンプ] 取水用 1台	[ポンプ] 取水用 1台
施設名	新里第10水源地	新里第2水源地	
水源	地下水	地下水	
所在地	新里町赤城山919番地216	新里町赤城山745番地4	
電話番号			
設置年月	昭和62年3月	平成8年12月	
面積	158㎡	347㎡	
取水能力	1,417㎡/日	1,000㎡/日	
設備等	[ポンプ] 取水用 1台	[ポンプ] 取水用 1台	

黒保根町

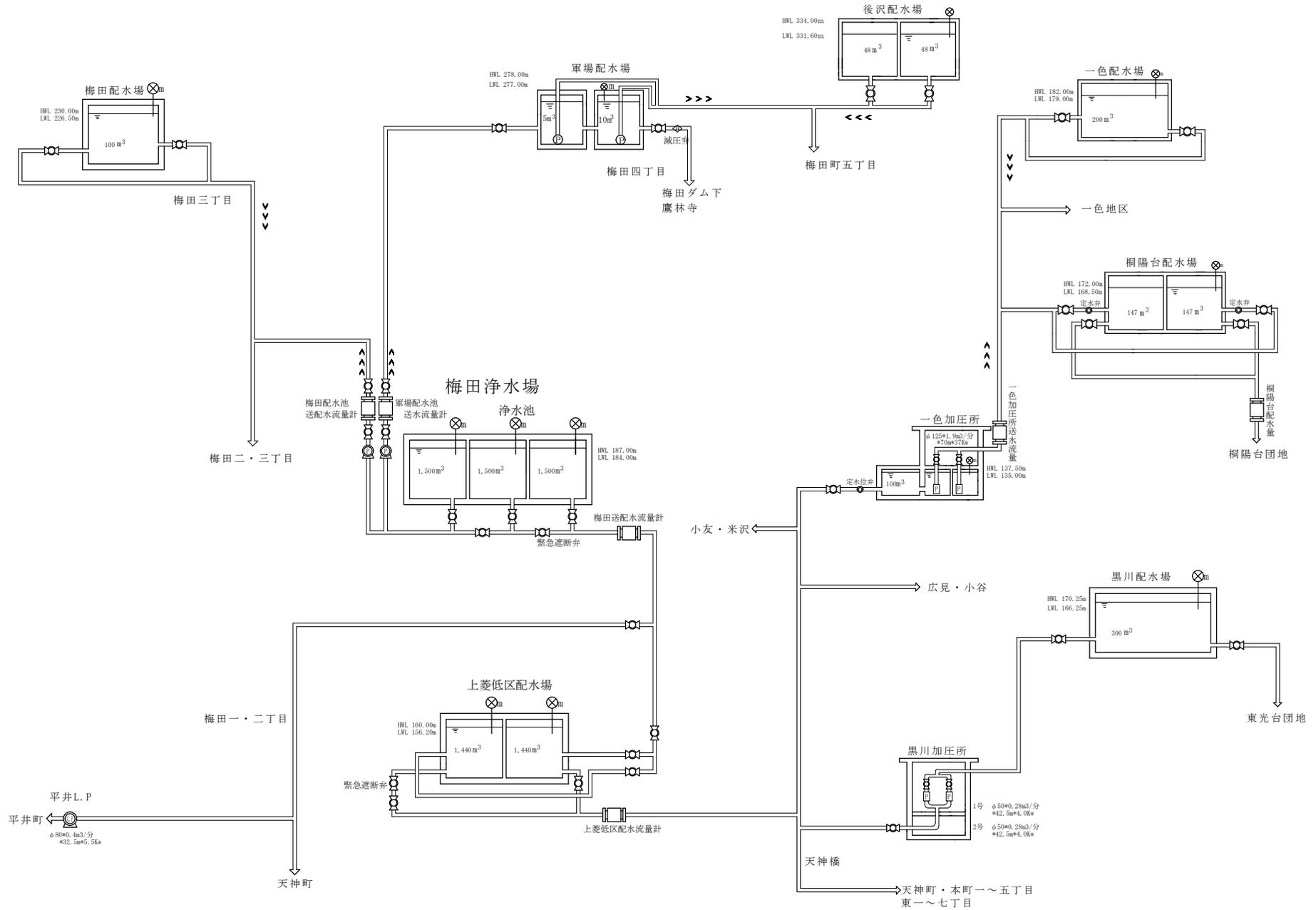
施設名	黒保根浄水場	田沢浄水場
水源	高橋川表流水 (第1水源) 深井戸地下水 (第2水源)	沢入沢表流水 (第1水源) 細程沢表流水 (第2水源)
所在地	黒保根町下田沢1900番地53、841	黒保根町上田沢2016
電話番号	0277-96-2452	0277-96-3966
設置年月	昭和50年8月	昭和54年1月
面積	5,405㎡	1,408㎡
取水能力	2,870㎡/日	150㎡/日
設備等	[ポンプ] 取水用 4台 逆洗用 3台 [沈砂池] 480㎡ 2池 [急速ろ過機] 565㎡/日 3基 [配水池] 364㎡ 1池 140㎡ 1池 [非常用自家発電設備] 180KVA 1台	[沈砂池] 31㎡ 1池 [急速ろ過機] 156㎡/日 2基 [配水池] 57㎡ 2池 [非常用自家発電設備] 30KVA 1台

施設名	古谷地区水道	高榊地区水道
水源	湧水	湧水
所在地	黒保根町上田沢1851-1	黒保根町下田沢1541-1
設置年月	昭和40年	昭和55年
面積	276.93m ²	18.33m ²
取水能力	9.6m ³ /日	6.0m ³ /日
設備等	〔配水池〕 25m ³ 1池	〔配水池〕 10m ³ 1池

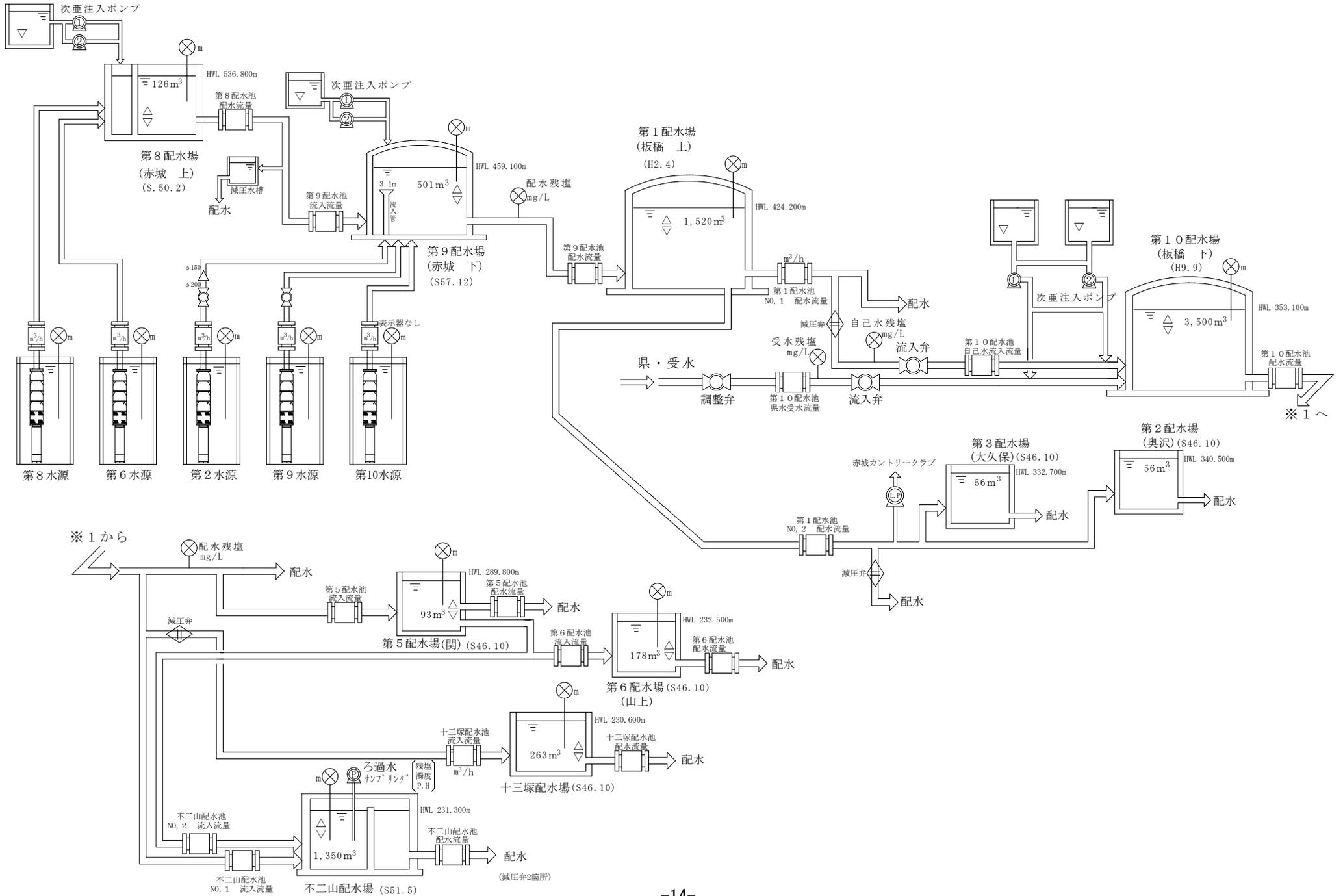
元宿浄水場配水系統図



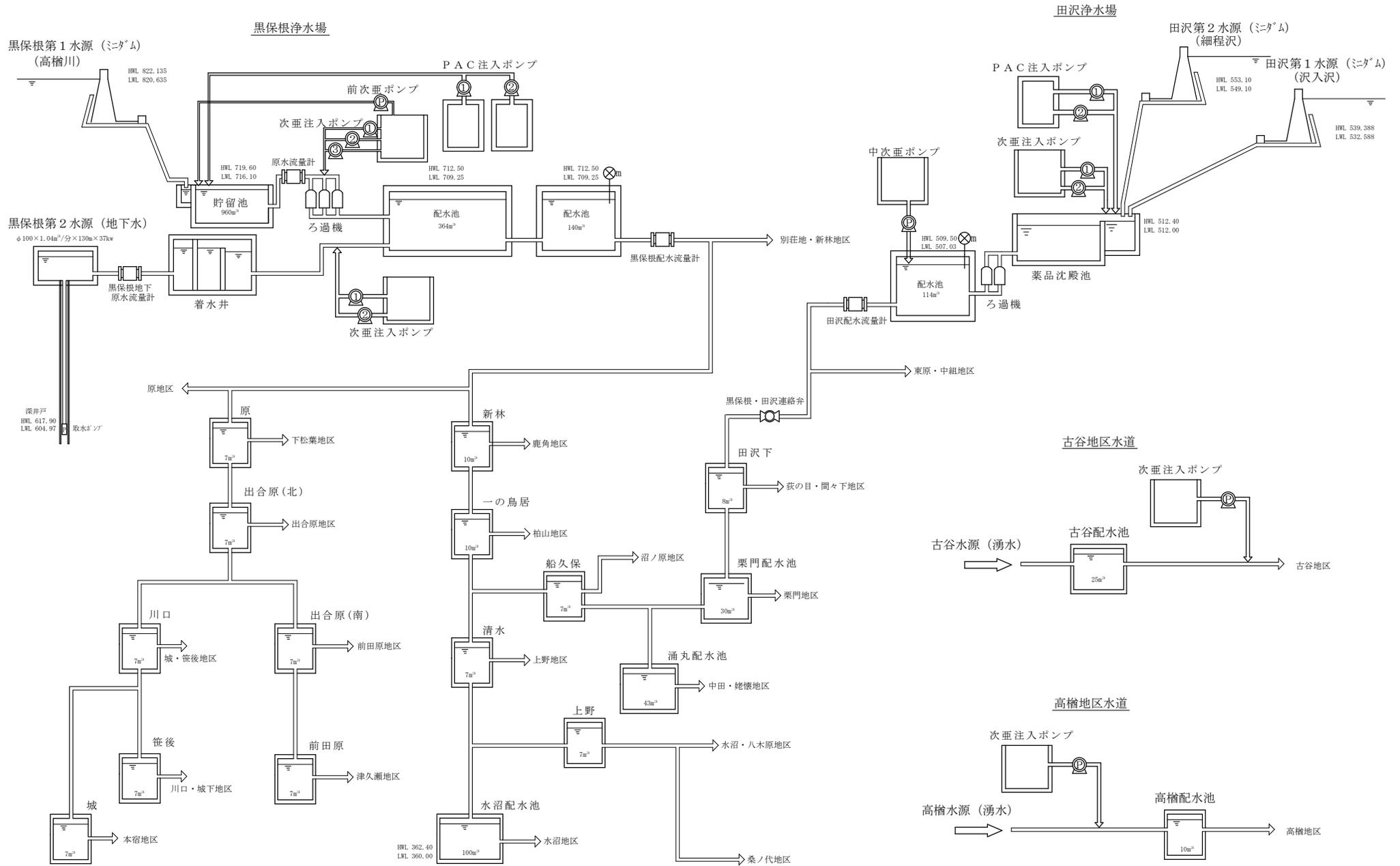
梅田浄水場配水系統図



新里町 配水系統図



黒保根町配水系統図



2. 配水施設

・旧桐生地区

名称	所在地	設置	容量	給水区域
水道山配水場 (水道山低区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和 7年 4月	2,400m ³ ×1池	本町4～6丁目の一部、錦町1～3丁目、稲荷町、織姫町、美原町、清瀬町、新宿1～3丁目、三吉町1・2丁目、小梅町、琴平町、浜松町1・2丁目、仲町3丁目の一部、川岸町、旭町、東6丁目の一部、末広町、宮前町1・2丁目、堤町2丁目の一部、巴町1・2丁目、永楽町の一部、小曾根町の一部、境野町1～7丁目、菱町1丁目の一部
		昭和41年 3月	2,400m ³ ×1池	
		昭和60年10月	2,400m ³ ×1池	
水道山配水場 (水道山高区配水池)	堤町一丁目 2816-11	昭和 7年 4月	1,200m ³ ×1池	堤町1～3丁目の一部、小曾根町の一部、宮本町2丁目、3・4丁目の一部、西久方町1・2丁目の一部
村松配水場	宮本町四丁目 2869-3	平成19年3月	25m ³ ×2池	宮本町3・4丁目の一部
広沢配水場	広沢町四丁目 4662	昭和37年 3月	1,400m ³ ×2池	広沢町1丁目、2～5丁目の一部、6・7丁目、間ノ島、桜木町、相生町1丁目の一部、
上菱配水場 (上菱低区配水池)	菱町五丁目 321	昭和45年 7月	1,440m ³ ×2池	本町1～5丁目、横山町、仲町1・2丁目、3丁目の一部、泉町、東町、高砂町、東1～7丁目、永楽町の一部、宮本町1丁目、東久方町1～3丁目、西久方町1・2丁目の一部、天神町1丁目、2・3丁目の一部、菱町1丁目、3～5丁目の一部、
梅田浄水場浄水池	梅田町四丁目 259	令和 3年 4月	1,500m ³ ×3池	梅田町1丁目、2丁目の一部、菱町5丁目の一部、天神町2・3丁目の一部、平井町、西久方町1丁目の一部
岡の上配水場	広沢町三丁目 4279-24	昭和46年 7月	130m ³ ×1池	広沢町3丁目の一部
		平成 6年 3月	176m ³ ×2池	
黒川配水場	菱町四丁目 2469-2	昭和45年 7月	300m ³ ×1池	菱町4丁目の一部
青葉台配水場 (青葉台高区配水池)	堤町三丁目 2687	昭和47年 9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目の一部(青葉台団地の一部)
青葉台配水場 (青葉台低区配水池)	堤町三丁目 2685-69	昭和47年 9月	100m ³ ×1池	堤町3丁目の一部(青葉台団地の一部)
青葉台配水場 (青葉台配水池)	堤町三丁目 2685-59	昭和57年 3月	2,000m ³ ×2池	堤町1～3丁目の一部、広沢町1丁目の一部、相生町1丁目の一部、2～5丁目、川内町1～4丁目、5丁目の一部
元宿高架水槽	元宿 浄水場内	昭和53年 3月	1,100m ³ ×1槽	元宿町
一色配水場	菱町二丁目 1573	昭和54年 3月	200m ³ ×1池	菱町1～3丁目の一部
南公園高架水槽	広沢町五丁目 4716-17	令和5年 10月	65m ³ ×1槽	広沢町4・5丁目の一部(南公園を含む)
栃久保配水場	川内町五丁目 2199-1	昭和57年 7月	350m ³ ×2池	川内町5丁目の一部(郵便局以北～三堂坂)
梅田配水場	梅田町三丁目 182	昭和58年 3月	100m ³ ×1池	梅田町2丁目の一部、3丁目、4丁目の一部
堂場配水場	川内町五丁目 2604-1	昭和58年 7月	75m ³ ×2池	川内町5丁目の一部(三堂坂以北)
桐陽台配水場	菱町二丁目 3540-2	昭和58年 7月	147m ³ ×2池	菱町2・3丁目の一部(桐陽台団地を含む)
城の岡配水場	菱町一丁目 3420-3	昭和60年 3月	150m ³ ×2池	菱町1・3丁目の一部(城の岡団地を含む)
広沢南配水場	広沢町五丁目 4740-96	平成10年 7月	150m ³ ×2池	休止中(広沢町5丁目の一部)
軍場配水場	梅田町四丁目 1769-5	平成12年 3月	5m ³ ×1池	梅田町4丁目の一部(桐生川ダム下付近)
			10m ³ ×1池	
後沢配水場	梅田町五丁目 7445-2	平成 5年 3月	48m ³ ×2池	梅田町4丁目の一部、5丁目(桐生川ダム上流)

・新里地区

名 称	所在地	設置	容量	給水区域
新里第1配水場	赤城山542-35	平成2年4月	1,520m ³ ×1池	板橋の一部
新里第2配水場	奥沢552-2	昭和46年10月	56m ³ ×1池	奥沢、上鶴ヶ谷、新川の一部
新里第3配水場	大久保456-4	昭和46年10月	56m ³ ×1池	大久保
新里第5配水場	関27	昭和46年10月	93m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 上鶴ヶ谷の一部、山上の一部
新里第6配水場	山上1693-1	昭和46年10月	178m ³ ×1池	山上の一部、小林
新里第8配水場	赤城山 923-243	昭和50年3月	126m ³ ×1池	赤城山、板橋の一部
新里第9配水場	赤城山 919-149	昭和57年12月	501m ³ ×1池	第1配水場へ
新里第10配水場	板橋245-4	平成9年9月	3,500m ³ ×1池	関の一部、大久保の一部 鶴ヶ谷の一部
不二山配水場	新川3111-4	昭和51年5月	1,350m ³ ×1池	新川、野、武井の一部
十三塚配水場	新川2664-5	昭和46年10月	263m ³ ×1池	武井、小林の一部、新川の一部

・黒保根地区

名 称	所在地	設置	容量	給水区域
黒保根配水場	下田沢 1900-53	昭和51年3月	182m ³ ×2池	水沼、八木原、宿廻、下田沢、 上田沢の一部
		平成3年3月	140m ³ ×1池	
田沢配水場	上田沢2016	昭和54年1月	57m ³ ×2池	上田沢の一部
古谷配水場	上田沢 1851-1	昭和47年2月	25m ³ ×1池	上田沢の一部
高檜配水場	下田沢 1541-1	昭和56年3月	10m ³ ×1池	下田沢の一部

3. 加圧施設

・旧桐生地区

名 称	所在地	設置	容量	備考
黒川加圧所	菱町四丁目2434-6	昭和45年7月		加圧ポンプ方式に変更
水道山加圧所	堤町一丁目5-7	昭和48年3月	2,400m ³ ×3池	低区配水池に併設
一色加圧所	菱町二丁目1781-1	昭和54年3月	100m ³	
南公園加圧所	広沢町五丁目1787-1	昭和56年9月	50m ³ ×2池	
川内町五丁目加圧所	川内町五丁目1290-2	昭和57年1月	100m ³	
城の岡加圧所	菱町一丁目3417-15	昭和60年3月	74m ³	
青葉台加圧所	堤町三丁目2681-7	昭和63年3月	300m ³ ×4池	
釈迦堂加圧所	川内町一丁目453	平成元年9月	10m ³	
名久木加圧所	川内町五丁目3884	平成2年9月	10m ³	
広沢町三丁目加圧所	広沢町三丁目3931	平成6年1月	61m ³ 99m ³	
村松加圧所	宮本町四丁目1494-1	平成19年3月	5m ³ ×2池	

4. 水質センター

所在地 桐生市元宿町14番37号 (TEL 0277-46-2376)
 開設 平成6年4月
 規模 延床面積 637.93㎡
 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 設備等 水道水質基準の全項目検査を実施

主要分析機器一覧表

No.	装置名	型式	メーカー名	導入年月日
1	クリーンベンチ	PAU - 850BGR	ダルトン	H. 06. 03. 15
2	高圧蒸気滅菌器	HG-50LB	平山製作所	H. 30. 06. 08
3	高圧蒸気滅菌器	HG-50LB	平山製作所	H. 27. 10. 06
4	誘導結合プラズマ質量分析装置	7900	Agilent	H. 26. 08. 29
5	水銀分析計	HG - 400-100D	平沼産業	H. 20. 12. 15
6	イオンクロマトグラフ分析装置	HIC-ESP	島津製作所	R. 02. 08. 03
		HIC-NS	〃	H. 24. 02. 13
		ポストカラムシステム	〃	R. 01. 07. 12
7	ガスクロマトグラフ質量分析計	5977B GC/MSD	Agilent	R. 03. 12. 03
		7890BGC/5977AMSD	〃	H. 25. 07. 25
8	積分球式濁度計	WA 6000	日本電色工業	H. 27. 09. 15
9	分光光度計	UV-1280	島津製作所	H. 29. 03. 21
		U-2800	日立製作所	H. 16. 02. 27
10	全有機炭素計	TOC-L	島津製作所	H. 30. 03. 20
11	pH計	F-52	堀場製作所	R. 06. 11. 01
12	分析天秤	IUW-200D	アズワン	R. 05. 08. 15
13	液体クロマトグラフ質量分析装置	LCMS-QP2020	島津製作所	H. 21. 03. 23
14	ドラフトチャンバー3台	SA-4S0	三進金属工業	H. 21. 03. 23
15	電動顕微鏡	Ni-E	Nikon	H. 28. 08. 23
16	低真空走査電子顕微鏡	JSM-5310LV	日本電子	H. 07. 07. 21
17	電気伝導率計	CM-30R	東亜DKK	H. 20. 06. 04
18		〃	〃	H. 25. 10. 10
19	レーザー高感度濁度計	NP-7700T	日本電色	R. 05. 10. 16
20	放射能測定装置	SEG-EMS	セイコーEG&G	H. 23. 10. 17
21	純水製造装置オートスチル	WA710	ヤマト科学	H. 25. 05. 21

5. 桐生市水道山記念館

所在地 桐生市堤町一丁目5番7号 (TEL 0277-44-5257)
 開設 昭和62年4月
 規模 敷地面積 1,170㎡ 床面積 167.8㎡
 構造 木造平家建
 利用案内 入館無料、開館時間：午前9時～午後5時
 休館日：月曜日・火曜日、12月29日～1月3日
 設備等 ① 水道創設時（昭和7年）の建築物の外観を保存し、昭和61年に改修
 ② 会議室、桐生市の水道の歴史・施設等の資料展示コーナー
 ③ 車椅子用スロープを設置

Ⅳ. 業 務 概 要

1. 業務実績状況(業務統計月報より)

項目	単位	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
1. 行政区内人口	人	100,513	102,328	103,976	105,656	107,601
2. 給水区域内人口	〃	100,368	102,181	103,808	105,478	107,409
3. 給水人口	〃	100,300	102,097	103,728	105,394	107,310
4. 対計画給水人口普及率	%	56.3	57.3	58.2	59.2	60.2
5. 対行政区内人口普及率	〃	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7
6. 対給水区域内人口普及率	〃	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
7. 給水件数	件	52,000	52,188	52,409	52,682	52,813
口径 13mm	〃	35,445	35,712	36,040	36,430	36,694
20mm	〃	15,060	14,995	14,876	14,750	14,593
25mm	〃	937	934	944	943	958
30mm	〃	191	183	181	188	188
40mm	〃	171	171	168	171	170
50mm	〃	157	156	162	161	168
75mm	〃	31	29	30	31	33
100mm	〃	7	7	7	7	8
150mm	〃	1	1	1	1	1
8. 給水栓数	栓	50,592	49,858	50,047	50,253	50,389
9. 配水量	m ³	14,971,389	15,041,929	15,137,792	15,543,818	15,786,473
元宿浄水場	〃	9,388,748	9,614,745	9,460,124	9,626,342	9,871,989
梅田浄水場	〃	2,644,853	2,568,936	2,868,535	2,883,471	-
上菱浄水場	〃	-	-	-	118,141	2,980,845
新里地区	〃	2,566,431	2,554,588	2,529,032	2,574,535	2,566,728
受水量(県央第二)※新里地区の内数	〃	1,277,734	1,280,554	1,274,885	1,276,959	1,277,482
黒保根地区	〃	358,123	291,118	268,589	329,609	354,105
受水量(みどり市水道局)	〃	13,234	12,542	11,512	11,720	12,806
(受水量を除く配水量)	〃	(14,958,155)	(15,029,387)	(15,126,280)	(15,532,098)	(15,773,667)
10. 一日最大配水量	〃	(12/31) 45,015	(7/24) 44,551	(1/26) 52,338	(12/31) 47,302	(1/11) 47,229
11. 一人一日最大配水量	ℓ	(12/31) 446	(7/24) 432	(1/26) 502	(12/31) 446	(1/11) 438
12. 一日平均配水量	m ³	41,018	41,098	41,473	42,586	43,251
13. 一人一日平均配水量	ℓ	409	403	400	404	403
14. 使用電力量	kw	5,378,085	5,540,588	5,481,084	5,689,400	6,141,967
元宿浄水場	〃	2,334,711	2,377,303	2,355,018	2,420,914	2,467,948
梅田浄水場	〃	340,844	344,811	361,530	303,413	-
上菱浄水場	〃	-	-	-	17,028	453,444
新里地区	〃	580,194	563,769	535,903	547,758	569,563
黒保根地区	〃	77,359	63,613	66,339	71,436	72,705
加圧所等	〃	2,044,977	2,191,092	2,162,294	2,328,851	2,578,307
(加圧所を除く使用電力量)	〃	(3,333,108)	(3,349,496)	(3,318,790)	(3,360,549)	(3,563,660)
15. 配水量1m ³ 当り使用電力量	kw/m ³	0.359	0.368	0.362	0.366	0.389
元宿浄水場	〃	0.249	0.247	0.249	0.251	0.250
梅田浄水場	〃	0.129	0.134	0.126	0.105	-
上菱浄水場	〃	-	-	-	0.144	0.152
新里地区	〃	0.226	0.221	0.212	0.213	0.222
黒保根地区	〃	0.216	0.219	0.247	0.217	0.205
(加圧所を除く使用電力量)	〃	(0.223)	(0.223)	(0.219)	(0.216)	(0.226)
16. 有収水量	m ³	11,718,655	11,859,989	12,016,816	12,323,859	12,724,278
口径 13mm	〃	6,108,800	6,265,093	6,404,266	6,648,484	6,911,904
20mm	〃	3,446,636	3,467,446	3,500,450	3,551,522	3,623,690
25mm	〃	519,950	508,640	502,860	511,236	542,862
30mm	〃	208,358	204,030	214,702	212,578	219,516
40mm	〃	384,420	380,276	379,298	374,256	365,436
50mm	〃	504,236	527,162	531,404	536,928	558,094
75mm	〃	394,772	346,912	341,348	338,984	331,224
100mm	〃	104,804	115,756	95,966	107,578	115,744
150mm	〃	27,450	24,076	24,902	19,426	33,904
私設消火栓	〃	0	0	0	0	0
損傷弁償水量	〃	873	60	1,322	236	90
分水量(みどり市水道局)	〃	18,356	20,538	20,298	22,631	21,814
17. 一日平均有収水量	〃	32,106	32,404	32,923	33,764	34,861
18. 一人一日平均有収水量	ℓ	320	317	317	320	325
19. 有収率	%	78.3	78.8	79.4	79.3	80.6
20. 無収水量(メーター不感水量は除く)	m ³	65,541	51,013	40,235	35,333	34,114
局事業用水量	〃	64,919	50,371	39,882	34,653	32,928
消防用水量	〃	622	642	353	680	1,186
21. 無効水量	〃	14,058	15,722	21,224	21,543	14,575
破裂事故による漏水量等	〃	6,508	4,934	4,838	9,291	377
漏水減免水量	〃	7,550	10,788	16,386	12,252	14,198

2. 口径別・管種別配水管延長

(単位:m)

管種 口径	铸铁管	石棉管	鋼管	ビニール管	ポリエチレン管	計
50mm	63.82	0	19,582.73	46,791.51	19,650.75	86,088.81
75mm	42,414.33	0	751.30	70,129.00	1,052.00	114,346.63
100mm	160,956.91	0	2,025.00	30,695.85	9,827.60	203,505.36
125mm	0	0	302.30	2,390.00	0	2,692.30
150mm	107,958.12	0	1,181.50	17,534.76	16.00	126,690.38
200mm	42,365.00	0	358.00	2,964.00	0	45,687.00
250mm	22,623.20	0	114.00	0	0	22,737.20
300mm	24,134.64	0	1,012.50	0	0	25,147.14
350mm	9,535.00	0	384.00	0	0	9,919.00
400mm	10,451.00	0	0	0	0	10,451.00
450mm	4,724.00	0	111.00	0	0	4,835.00
500mm	4,413.00	0	265.00	0	0	4,678.00
600mm	1,006.00	0	0	0	0	1,006.00
700mm	1,223.00	0	437.00	0	0	1,660.00
800mm	277.00	0	0	0	0	277.00
計	432,145.02	0.00	26,524.33	170,505.12	30,546.35	659,720.82

3. 月別配水量及び有収水量

区分 月別	配水量 (m³)			有収水量 (m³)			有収率 (%)		
	令和6年度 (A) (比率A/B)	5年度 (B)	4年度	6年度 (C) (比率C/D)	5年度 (D)	4年度	6年度	5年度	4年度
4	1,193,897 97.4	1,226,169	1,258,589	915,076 99.9	915,792	947,402	76.6	74.7	75.3
5	1,232,577 96.8	1,272,985	1,276,686	992,219 98.6	1,006,802	1,027,582	80.5	79.1	80.5
6	1,214,874 98.3	1,235,398	1,268,083	953,346 98.3	969,712	985,620	78.5	78.5	77.7
7	1,279,070 97.6	1,310,526	1,295,773	1,007,805 99.1	1,016,637	1,044,253	78.8	77.6	80.6
8	1,286,803 98.4	1,307,735	1,278,727	985,610 98.5	1,000,764	1,018,702	76.6	76.5	79.7
9	1,234,413 100.5	1,227,945	1,207,144	1,063,724 99.5	1,069,219	1,075,015	86.2	87.1	89.1
10	1,264,400 99.1	1,275,996	1,257,439	935,664 97.1	963,174	962,324	74.0	75.5	76.5
11	1,246,044 101.4	1,229,005	1,219,409	1,008,927 98.7	1,022,680	1,035,848	81.0	83.2	84.9
12	1,308,086 102.5	1,276,027	1,285,140	946,611 99.6	949,972	958,032	72.4	74.4	74.5
1	1,290,961 102.4	1,261,296	1,316,541	1,014,047 98.8	1,026,756	1,022,140	78.5	81.4	77.6
2	1,164,586 99.1	1,175,670	1,192,309	958,599 99.1	967,106	981,246	82.3	82.3	82.3
3	1,255,678 101.0	1,243,177	1,281,952	937,027 98.5	951,375	958,652	74.6	76.5	74.8
計	14,971,389	15,041,929	15,137,792	11,718,655	11,859,989	12,016,816	78.3	78.8	79.4

(参考) 施設別配水量

(単位:m³)

区分 月別	元宿浄水場	梅田浄水場	受水量 (みどり市)	新里地区 (地下水)	受水量 (県央第二)	黒保根地区	計
4	751,210	206,959	1,394	100,622	105,547	28,165	1,193,897
5	774,593	214,770	800	103,757	108,678	29,979	1,232,577
6	767,583	212,545	1,376	101,372	104,763	27,235	1,214,874
7	813,423	220,465	814	108,622	108,262	27,484	1,279,070
8	810,643	222,905	1,326	112,753	108,789	30,387	1,286,803
9	772,423	216,481	892	112,330	104,199	28,088	1,234,413
10	786,173	226,803	1,366	113,928	108,177	27,953	1,264,400
11	772,436	224,475	854	113,940	105,101	29,238	1,246,044
12	817,832	234,004	1,292	113,182	108,995	32,781	1,308,086
1	810,360	230,466	908	106,945	108,528	33,754	1,290,961
2	729,325	208,040	1,462	95,711	98,096	31,952	1,164,586
3	782,747	226,940	750	105,535	108,599	31,107	1,255,678
計	9,388,748	2,644,853	13,234	1,288,697	1,277,734	358,123	14,971,389

4. 配水量分析表

区 分		令和6年度	令和5年度	比較増減 (当年-前年) = (F)	前年対比 (F ÷ 前年) × 100	
配水量 (A)		14,971,389 m ³	15,041,929 m ³	-70,540 m ³	-0.5 %	
有 効 水 量	有 収 水 量	使用水量	11,699,426 m ³	11,839,391 m ³	-139,965 m ³	
		分水量	18,356 m ³	20,538 m ³	-2,182 m ³	
		損傷弁償水量	873 m ³	60 m ³	813 m ³	
		小計 (B)	11,718,655 m ³	11,859,989 m ³	-141,334 m ³	-1.2 %
	無 収 水 量	メーター不感水量	468,709 m ³	474,396 m ³	-5,687 m ³	
		局事業用水量	64,919 m ³	50,371 m ³	14,548 m ³	
		消防用水量	622 m ³	642 m ³	-20 m ³	
		小計 (C)	534,250 m ³	525,409 m ³	8,841 m ³	1.7 %
	計 (B)+(C)=(D)		12,252,905 m ³	12,385,398 m ³	-132,493 m ³	-1.1 %
	無 効 水 量	その他(認定差水量)	7,550 m ³	10,788 m ³	7,550 m ³	
漏水量		1,904,671 m ³	2,134,887 m ³	-230,216 m ³		
不明水量		806,263 m ³	510,856 m ³	295,407 m ³		
計 (E)		2,718,484 m ³	2,656,531 m ³	61,953 m ³	2.3 %	
有効無収水量と無効水量の計 (C)+(E)		3,252,734 m ³	3,181,940 m ³	70,794 m ³	2.2 %	
有効水量率 (B)/(A)×100		78.3 %	78.8 %	-0.5 %		
有効水量率 (D)/(A)×100		81.8 %	82.3 %	-0.5 %		

5. 口径別・月別有収水量と料金

水量: m³
料金: 円 (消費税込)

月別	φ 1 3 mm			φ 2 0 mm			φ 2 5 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金
4	483,766	69,921,857	144.54	287,012	54,527,193	189.98	48,132	8,818,427	183.21
5	522,546	74,627,494	142.82	278,996	52,626,349	188.63	37,068	7,114,897	191.94
6	500,246	71,905,098	143.74	294,364	55,503,880	188.56	48,056	8,816,792	183.47
7	520,414	74,284,947	142.74	276,908	52,250,869	188.69	37,940	7,240,631	190.84
8	504,586	72,340,930	143.37	297,022	55,896,685	188.19	49,118	8,965,490	182.53
9	547,860	77,756,306	141.93	289,724	53,923,561	186.12	39,958	7,510,319	187.96
10	486,342	70,386,213	144.73	292,034	55,268,007	189.25	49,186	8,991,112	182.80
11	521,866	74,595,993	142.94	281,234	52,890,097	188.06	37,810	7,216,014	190.85
12	496,184	71,416,786	143.93	294,872	55,702,268	188.90	50,074	9,120,438	182.14
1	532,936	75,974,369	142.56	288,522	53,842,374	186.61	36,238	7,003,688	193.27
2	505,052	72,634,050	143.81	301,356	56,551,023	187.66	50,860	9,219,039	181.26
3	487,002	70,434,936	144.63	264,592	50,833,805	192.12	35,510	6,901,196	194.35
計	6,108,800	876,278,979	143.45	3,446,636	649,816,111	188.54	519,950	96,918,043	186.40

月別	φ 3 0 mm			φ 4 0 mm			φ 5 0 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金
4	10,680	2,043,908	191.38	27,696	4,965,870	179.30	39,762	7,081,459	178.10
5	22,588	3,799,382	168.20	34,288	5,843,471	170.42	40,110	7,019,436	175.00
6	10,986	2,096,969	190.88	30,290	5,313,020	175.41	43,116	7,566,927	175.50
7	23,628	3,941,719	166.82	34,078	5,813,345	170.59	47,192	8,105,461	171.75
8	11,762	2,198,854	186.95	31,358	5,472,986	174.53	50,982	8,769,107	172.00
9	25,642	4,218,435	164.51	36,876	6,223,418	168.77	42,036	7,325,627	174.27
10	11,766	2,205,964	187.49	31,604	5,476,332	173.28	41,978	7,371,903	175.61
11	24,030	4,000,275	166.47	31,790	5,509,209	173.30	40,404	7,107,927	175.92
12	11,408	2,154,136	188.83	30,714	5,352,184	174.26	42,842	7,505,862	175.20
1	22,576	3,810,984	168.81	30,980	5,371,103	173.37	38,226	6,812,103	178.21
2	11,652	2,182,626	187.32	30,054	5,273,161	175.46	40,958	7,238,646	176.73
3	21,640	3,689,762	170.51	34,692	5,900,758	170.09	36,630	6,546,703	178.73
計	208,358	36,343,014	174.43	384,420	66,514,857	173.03	504,236	88,451,161	175.42

月別	φ 7 5 mm			φ 1 0 0 mm			φ 1 5 0 mm		
	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金	給水量	料金	1m ³ 当り料金
4	13,486	2,555,111	189.46	4,542	873,700	192.36	0	0	0.00
5	43,708	6,847,388	156.66	9,192	1,603,032	174.39	490	244,541	499.06
6	18,006	3,185,025	176.89	6,486	1,204,874	185.77	1,796	338,945	188.72
7	48,894	7,571,425	154.85	15,270	2,790,378	182.74	404	232,526	575.56
8	19,428	3,383,679	174.17	8,224	1,686,856	205.11	13,130	2,010,349	153.11
9	53,990	8,259,817	152.99	14,878	2,496,828	167.82	9,560	1,599,663	167.33
10	18,154	3,205,702	176.58	4,600	881,802	191.70	0	0	0.00
11	54,632	8,349,505	152.83	12,616	2,081,366	164.98	1,504	386,196	256.78
12	15,774	2,873,216	182.15	4,388	871,920	198.71	0	0	0.00
1	50,502	7,784,303	154.14	10,278	1,794,611	174.61	302	218,277	722.77
2	12,818	2,461,663	192.05	5,754	1,043,017	181.27	0	0	0.00
3	45,380	7,152,840	157.62	8,576	1,496,847	174.54	264	212,968	806.70
計	394,772	63,629,674	161.18	104,804	18,825,231	179.62	27,450	5,243,465	191.02

水量:m³
料金:円 (消費税込)

月別	私設消火栓			小 計			修繕中の放水量		
	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金
4	0	0	0.00	915,076	150,787,525	164.78	0	0	0.00
5	0	0	0.00	988,986	159,725,990	161.50	0	0	0.00
6	0	0	0.00	953,346	155,931,530	163.56	0	0	0.00
7	0	0	0.00	1,004,728	162,231,301	161.47	26	4,518	173.77
8	0	0	0.00	985,610	160,724,936	163.07	0	0	0.00
9	0	0	0.00	1,060,524	169,313,974	159.65	0	0	0.00
10	0	0	0.00	935,664	153,787,035	164.36	0	0	0.00
11	0	0	0.00	1,005,886	162,136,582	161.19	0	0	0.00
12	0	0	0.00	946,256	154,996,810	163.80	355	61,698	173.80
1	0	0	0.00	1,010,560	162,611,812	160.91	397	68,998	173.80
2	0	0	0.00	958,504	156,603,225	163.38	95	16,511	173.80
3	0	0	0.00	934,286	153,169,815	163.94	0	0	0.00
計	0	0	0.00	11,699,426	1,902,020,535	162.57	873	151,725	173.80

月別	分 水 量			小 計			合 計		
	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金	給水量	料 金	1m ³ 当り 料 金
4	0	0	0.00	0	0	0.00	915,076	150,787,525	164.78
5	3,233	521,033	161.16	3,233	521,033	161.16	992,219	160,247,023	161.50
6	0	0	0.00	0	0	0.00	953,346	155,931,530	163.56
7	3,051	491,702	161.16	3,077	496,220	161.27	1,007,805	162,727,521	161.47
8	0	0	0.00	0	0	0.00	985,610	160,724,936	163.07
9	3,200	515,715	161.16	3,200	515,715	161.16	1,063,724	169,829,689	159.66
10	0	0	0.00	0	0	0.00	935,664	153,787,035	164.36
11	3,041	490,090	161.16	3,041	490,090	161.16	1,008,927	162,626,672	161.19
12	0	0	0.00	355	61,698	0.00	946,611	155,058,508	163.80
1	3,090	497,987	161.16	3,487	566,985	162.60	1,014,047	163,178,797	160.92
2	0	0	0.00	95	16,511	173.80	958,599	156,619,736	163.38
3	2,741	441,742	161.16	2,741	441,742	161.16	937,027	153,611,557	163.94
計	18,356	2,958,269	161.16	19,229	3,109,994	161.73	11,718,655	1,905,130,529	162.57

6. 口径別件数・水量及び料金

(消費税込)

項目 口径	件数※ (件)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量比率 (%)	月 平 均		
					(件)	(m ³ /件)	(円/件)
13 mm	211,946	6,108,800	876,278,979	52.21	17,662	29	4,134
20 mm	90,032	3,446,636	649,816,111	29.46	7,503	38	7,218
25 mm	5,620	519,950	96,918,043	4.44	468	93	17,245
30 mm	1,133	208,358	36,343,014	1.78	94	184	32,077
40 mm	1,029	384,420	66,514,857	3.29	86	374	64,640
50 mm	967	504,236	88,451,161	4.31	81	521	91,470
75 mm	180	394,772	63,629,674	3.37	15	2,193	353,498
100 mm	58	104,804	18,825,231	0.90	5	1,807	324,573
150 mm	9	27,450	5,243,465	0.23	1	3,050	582,607
計	310,974	11,699,426	1,902,020,535	-	25,915	38	6,116

(※2か月毎の延べ件数)

(私設消火栓・損傷弁償・分水を除く)

7. 水道料金取扱状況

(消費税込)

区分	件数(件)	金額(円)	割合(%)
口座振替	234,585	1,487,872,371	75.67
金融機関等窓口	9,603	102,943,630	3.10
コンビニエンスストア (うち スマートフォン決済)	65,740 (5,046)	305,989,123 (38,440,465)	21.21 (1.63)
集金分(委託業者等)	84	222,788	0.03
計	310,012	1,897,027,912	-

8. 水道料金の収納状況

(消費税込)

年度	令和6年度測定		令和6年度収入			令和6年度未収		備 考
	件数(件)	測定額 (A) (円)	件数(件)	収入額 (B) (円)	件数(件)	未収額※ (A) - (B) = (C) (円)	収納率 (B) / (A)	
令和6年度	305,792	1,565,125,479	279,388	1,419,242,347	26,404	145,883,132	90.68%	
令和5年度	30,893	143,456,082	30,355	141,721,023	538	1,735,059	98.79%	
令和4年度	571	2,313,099	124	409,044	447	1,904,055	17.68%	
令和3年度	403	1,433,716	72	231,774	331	1,201,942	16.17%	
令和2年度	367	1,148,304	13	22,734	354	1,125,570	1.98%	
令和元年度	388	317,246	3	5,698	385	311,548	1.80%	不納欠損 354件 1,073,849円
平成30年度	73	102,315	7	25,882	66	76,433	25.30%	不納欠損 51件 192,570円
平成29年度	27	281,897	9	16,646	18	265,251	5.90%	不納欠損 1件 16,346円
平成28年度	15	36,356	0	0	15	36,356	0.00%	
平成27年度	16	70,739	1	3,368	15	67,371	4.76%	
平成26年度	13	124,582	0	0	13	124,582	0.00%	
平成25年度	15	75,150	4	34,828	11	40,322	46.34%	
平成24年度	25	39,112	12	3,244	13	35,868	8.29%	
平成23年度	17	58,533	9	0	8	58,533	0.00%	
平成22年度	11	36,926	5	2,790	6	34,136	7.56%	
平成21年度	10	33,362	6	0	4	33,362	0.00%	
平成20年度	9	16,176	3	10,176	6	6,000	62.91%	
平成19年度	6	154,441	0	0	6	154,441	0.00%	
平成18年度	6	171,224	0	0	6	171,224	0.00%	
平成17年度	1	154,954	0	0	1	154,954	0.00%	
平成16年度	2	143,484	0	0	2	143,484	0.00%	
平成15年度	0	25,302	0	2,766	0	22,536	10.93%	
合併前新里分 過年度分	0	0	0	0	0	0	-	
合 計	338,660	1,715,318,479	310,011	1,561,732,320	28,649	153,586,159	91.05%	令和6年度不納欠損 406件 1,282,765円

※ 令和6年度測定額のうち令和7年3月分測定分は、納期未到来のため未収額に含まれていません。

9. 水道料金の改定(口径別に移行後)

口径別		13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	私設消火栓
昭和54年10月	基本	円 250	円 670	円 1,080	円 1,680	円 3,333	円 4,930	円 12,320	円 20,940	円 45,850	1回10分間 1,500円
	従量	10m ³ まで 65円/m ³		30m ³ まで 80円/m ³		31m ³ 以上 90円/m ³					
昭和60年4月	基本	円 440	円 1,180	円 1,920	円 2,960	円 5,880	円 8,710	円 21,770	円 37,020	円 81,430	1回10分間 以内 1,800円
	従量	10m ³ まで 70円/m ³		11m ³ 以上 95円/m ³							
平成9年4月	基本	円 600	円 1,500	円 2,200	円 3,200	円 6,000	円 8,900	円 22,100	円 36,600	円 80,400	1回10分間 以内 1,800円
	従量	10m ³ まで 60円/m ³		30m ³ まで 115円/m ³		31m ³ 以上 127円/m ³					

10. 電力使用状況及び料金

区分 月	元宿浄水場		梅田浄水場		新 里		黒 保 根	
	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)
4	194,132	3,934,511	26,105	618,444	44,603	947,658	5,244	170,848
5	185,397	4,382,909	27,160	684,619	46,501	1,076,725	4,918	174,915
6	197,328	4,862,388	28,707	738,803	45,731	1,131,812	4,897	178,696
7	197,568	5,068,879	26,762	714,963	48,513	1,314,474	4,997	186,620
8	212,652	5,449,674	31,286	833,495	49,450	1,353,048	5,044	191,236
9	207,216	4,984,013	32,017	787,699	51,325	1,190,271	10,928	304,670
10	186,254	4,593,052	28,822	742,514	51,812	1,156,236	6,498	213,183
11	191,091	4,906,739	27,607	719,852	51,924	1,209,156	5,251	182,047
12	192,302	5,166,235	29,085	786,284	48,049	1,242,580	5,652	197,957
1	198,783	5,155,850	30,656	811,861	51,208	1,305,167	6,098	206,170
2	199,774	4,953,003	27,400	698,681	46,029	1,073,767	6,220	199,293
3	174,247	4,437,561	24,634	644,136	45,318	1,067,210	5,436	183,333
計	2,336,744	57,894,814	340,241	8,781,351	580,463	14,068,104	71,183	2,388,968

区分 月	小 計		加圧所、配水場等		合 計	
	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)	使用量(kWh)	金額(円)
4	270,084	5,671,461	178,210	3,917,447	448,294	9,588,908
5	263,976	6,319,168	173,215	4,079,223	437,191	10,398,391
6	276,663	6,911,699	175,800	4,295,641	452,463	11,207,340
7	277,840	7,284,936	175,478	4,514,030	453,318	11,798,966
8	298,432	7,827,453	186,138	4,889,406	484,570	12,716,859
9	301,486	7,266,653	181,287	4,362,114	482,773	11,628,767
10	273,386	6,704,985	167,440	4,132,615	440,826	10,837,600
11	275,873	7,017,794	168,062	4,213,220	443,935	11,231,014
12	275,088	7,393,056	162,551	4,317,571	437,639	11,710,627
1	286,745	7,479,048	173,296	4,503,739	460,041	11,982,787
2	279,423	6,924,744	165,258	4,048,166	444,681	10,972,910
3	249,635	6,332,240	154,607	3,848,739	404,242	10,180,979
計	3,328,631	83,133,237	2,061,342	51,121,911	5,389,973	134,255,148

(参考)施設別1m³あたりの電力使用量及び料金

施設名	年間総配水量 (m ³)	1m ³ あたりの使 用量(kWh)	1m ³ あたりの料 金 (円)	電力量1kWh あたりの料金 (円)
元宿浄水場	9,388,748	0.249	6.17	24.8
梅田浄水場	2,644,853	0.129	3.32	25.8
新里水道	2,566,431	0.226	5.48	24.2
黒保根水道	358,123	0.199	6.67	33.6
計	14,958,155	0.223	5.56	25.0

11. 薬品使用状況

区分 月	ポリ塩化アルミニウム (PAC) (kg)				苛性ソーダ(kg)			次亜塩素酸ナトリウム(kg)					活性炭(kg)		
	元宿浄水場	梅田浄水場	黒保根水道	計	元宿浄水場	梅田浄水場	計	元宿浄水場	梅田浄水場	新里水道	黒保根水道	計	元宿浄水場	梅田浄水場	計
4	14,161	3,584	114	17,859	153	5	158	9,540	3,375	402	278	13,595	0	367	367
5	14,113	3,396	116	17,625	0	4	4	11,490	3,962	424	148	16,024	0	127	127
6	15,717	3,480	231	19,428	27	216	243	12,198	4,026	429	327	16,980	0	0	0
7	16,243	3,478	172	19,893	81	4	85	14,433	4,211	457	440	19,541	0	0	0
8	21,640	4,266	181	26,087	598	368	966	17,372	4,544	512	494	22,922	0	0	0
9	19,407	4,374	173	23,954	205	317	522	13,788	3,588	572	432	18,380	103	0	103
10	14,563	3,914	122	18,599	0	121	121	11,897	3,634	550	438	16,519	0	0	0
11	13,635	4,073	130	17,838	0	2,105	2,105	9,441	6,746	473	364	17,024	0	376	376
12	14,137	4,252	142	18,531	14	1,811	1,825	7,551	5,192	462	361	13,566	0	360	360
1	13,987	3,947	108	18,042	0	1,435	1,435	7,024	3,341	396	354	11,115	0	0	0
2	12,457	3,355	191	16,003	0	896	896	6,849	2,527	363	287	10,026	0	14	14
3	13,512	4,019	230	17,761	0	280	280	9,484	2,734	440	325	12,983	0	154	154
計	183,572	46,138	1,910	231,620	1,078	7,562	8,640	131,067	47,880	5,480	4,248	188,675	103	1,398	1,501

12. 量水器設置数及び取替状況

(1) 量水器設置数

(単位:件)

年度	口径										計
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm		
6	41,980	16,503	1,060	217	202	195	33	19	2	60,211	
5	42,063	16,353	1,063	212	203	198	34	20	2	60,148	
4	42,114	16,237	1,066	208	202	200	34	20	2	60,083	
3	42,142	16,009	1,065	206	201	202	34	20	2	59,881	

(2) 量水器取替状況

(単位:件)

区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
検満	6,524	1,633	59	41	34	51	4	0	1	8,347
故障	4	2	6	0	1	0	0	0	0	13
破損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,528	1,635	65	41	35	51	4	0	1	8,360

(3) 量水器返納状況

(単位:件)

区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
取替	4	2	6	0	1	0	0	0	0	13
閉栓	177	18	9	0	1	2	1	1	0	209
改造	18	3	4	2	1	0	0	0	0	28
計	199	23	19	2	3	2	1	1	0	250

1 3. 給水申込・使用中止及び変更等の件数

(単位：件)

区分 月	給水申込		中止	変更 使用者	消防 使用	メーター	
	新設	開栓				取付	撤去
4	14	523	470	118	2	29	32
5	12	383	392	162	1	18	46
6	44	308	345	110	0	61	16
7	16	363	374	86	2	27	15
8	3	308	332	120	1	8	5
9	100	314	314	82	2	104	18
10	18	345	358	102	4	30	23
11	13	326	324	128	2	23	17
12	135	326	354	80	6	144	12
1	168	304	352	104	5	175	20
2	9	297	342	62	4	15	14
3	46	680	711	124	1	53	19
計	578	4,477	4,668	1,278	30	687	237

1 4. 給水装置工事及び修繕工事

(1) 給水装置工事

(単位：件)

区分 月	新設	改造	連合線	撤去	計
4	4	41	0	1	46
5	14	27	2	2	45
6	10	62	0	0	72
7	17	19	2	0	38
8	18	26	2	5	51
9	105	18	0	3	126
10	37	36	6	4	83
11	313	40	2	3	358
12	4	25	0	4	33
1	3	21	0	1	25
2	12	29	5	6	52
3	6	21	2	8	37
計	543	365	21	37	966

(2) 修繕工事

(単位：件)

工 種	件数
配水管漏水修繕	13
給水管漏水修繕 (道路内)	167
給水管漏水修繕 (宅地内)	224
消火栓関連修繕	5
制水弁関連修繕	1
計	410

1 5. 口径別加入件数及び加入金

口径 (mm)	件数	単価 (円)	金額 (円)
φ 13	171	33,000	5,643,000
φ 20	373	82,500	30,772,500
φ 25	2	126,500	253,000
φ 30	4	187,000	748,000
φ 40	1	335,500	335,500
φ 50	1	517,000	517,000
φ 75	0	1,177,000	0
φ 100	0	2,090,000	0
φ 13×1個→φ 20	39	49,500	1,930,500
φ 13×2個→φ 20	9	16,500	148,500
φ 13×1個→φ 25	2	93,500	187,000
φ 13×2個→φ 25	0	60,500	0
φ 13×1個→φ 30	2	154,000	308,000
φ 20×1個→φ 25	0	44,000	0
φ 20×1個→φ 30	0	104,500	0
φ 25×1個→φ 30	1	60,500	60,500
合計	605件		40,903,500

1 6. 漏水調査実績

(1) 漏水調査結果

区分	年度	R6	R5	R4	R3	R2	備考
調査延長	(km)	506.91	458.71	444.61	518.0	514.0	
漏水発見件数	(件)	75	197	194	178	142	
	公道上	45	91	75	78	75	
	宅地内	30	106	119	100	67	メータ継手類含む
推定防止量	(m ³ /h)	45.94	76.69	124.57	119.75	64.19	
	(m ³ /日)	1,102.56	1,840.63	2,989.56	2,874.0	1,540.5	
漏水発生率	(件/km)	0.15	0.43	0.44	0.34	0.28	
推定防止量 (時間1km当たり)	((m ³ /h)/km)	0.091	0.167	0.280	0.231	0.125	

(2) 漏水発見箇所内訳

区分	配水管	制水弁	消火栓	空気弁	計	合計
配水管関係 (件)	3	0	0	0	3	
区分	給水管	分水栓	止水栓	メータ継手類	計	
給水管関係 (件)	58	6	7	1	72	

17. 桐生市水道局指定給水装置工事事業者名簿

指定番号	事業者名	代表者	指定(更新)年月日	事業所の所在地	電話番号
新 6	星野土木(株)	星野 重雄	R2.9.30	桐生市新里町新川6	0277-74-0701
新 9	倉沢管工	倉沢 嘉市郎	R2.9.30	桐生市新里町板橋646	0277-74-1177
新 13	(株)清水建設	天田 泰隆	R2.9.30	桐生市新里町武井565-3	0277-74-1051
新 27	(有)シカダ設備	高橋 圭司	R2.9.30	みどり市笠懸町鹿3318-3	0277-76-4152
新 29	鶴岡設備	鶴岡 多加史	R2.9.30	桐生市新里町板橋367-1	0277-74-8483
新 32	ツルガヤサービス	鶴谷 正人	R2.9.30	桐生市新里町大久保304-1	0277-74-3219
新 33	橋本設備	橋本 恵司	R3.9.30	桐生市新里町山上491-2	0277-74-8501
新 36	(有)山本水道工業	山本 和昭	R3.9.30	太田市大原町1522番地1	0277-78-5131
新 38	三山設備	中谷 克己	R3.9.30	前橋市粕川町込皆戸37-2	027-285-4299
新 43	江原設備	江原 清	R3.9.30	桐生市新里町野289-1	0277-74-3806
新 62	周東設備	周東 龍夫	R3.9.30	前橋市粕川町月田1280-2	027-285-2496
新 63	荒木設備	荒木 一夫	R3.9.30	太田市新田木崎町765	0276-56-5582
新 65	関口設備工業	関口 務	R3.9.30	伊勢崎市境下湊名2835-1	0270-76-3801
新 66	大川建設(株)	大川 弘志	R3.9.30	桐生市新里町小林47	0277-74-8231
新 67	(有)三栄設備	金井 健	R3.9.30	前橋市天川大島町322	027-224-4897
新 70	(有)高草木設備	高草木 豊	R3.9.30	みどり市大間々町大間々467-11	0277-72-3217
新 76	須藤商事(株)	須藤 光男	R3.9.30	前橋市泉沢町1138-7	027-268-1307
新 77	野中設備(株)	猪熊 一仁	R3.9.30	前橋市上泉町1267番地の3	027-269-8564
新 79	(有)松原電化設備	松原 功男	R3.9.30	伊勢崎市国定町一丁目1240番地16	0270-62-1534
新 88	塚本建設(株)	塚本 隆福	R3.9.30	桐生市新里町新川298-1	0277-74-0987
新 95	中部綜合開発(株)	渡辺 幸男	R3.9.30	桐生市新里町新川147	0277-74-1398
新 107	斉藤設備	斉藤 秀樹	R4.9.30	桐生市境野町7丁目1821-10	0277-46-3003
新 115	(有)矢島設備	矢島 岳次	R4.9.30	伊勢崎市本関町1183番地2	0270-24-5840
新 120	天沼設備	天沼 俊一	R4.9.30	桐生市新里町山上296-3	0277-74-0216
黒 4	館野燃料(株)	館野 忠義	R2.9.30	邑楽郡大泉町城之内2-12-18	0276-62-3939
1	星野管工(株)	星野 尚香	R2.9.30	桐生市広沢町5-1449	0277-54-4005
2	桐生水道(株)	秋山 義則	R2.9.30	桐生市錦町1-5-8	0277-44-4720
9	大高工業所	大高 正巳	R2.9.30	桐生市境野町6-1643-9	0277-44-5198
10	須田設備(株)	須田 一三	R2.9.30	桐生市境野町7-1813-25	0277-45-0884
11	(有)タナベ工業所	田辺 珠枝	R2.9.30	桐生市末広町1-6	0277-22-2751
12	(有)青葉設備	亀田 剛	R2.9.30	桐生市堤町3-7-27	0277-22-7087
13	大澤工業所	大澤 好孝	R2.9.30	桐生市東5-4-28	0277-45-1067
15	(有)阿部水道	阿部 勝一郎	R2.9.30	桐生市相生町5-444-2	0277-54-9036
17	(有)マルキン	金子 均	R2.9.30	桐生市錦町2-13-23	0277-44-6622
18	杉戸水道	杉戸 博	R2.9.30	桐生市宮本町4-9-40	0277-22-7041
21	新井住宅設備(株)	新井 宏彰	R2.9.30	桐生市相生町1-621-17	0277-53-1185
23	(株)キンケン	金子 光宏	R2.9.30	桐生市相生町2-588-59	0277-52-8111
25	(株)エクセル	金子 一男	R2.9.30	桐生市川内町3-349-1	0277-65-5736
29	ウツミ工業(株)	内海 とも子	R2.9.30	桐生市相生町3-199-11	0277-52-2930
31	(有)函子田設備	函子田 栄	R2.9.30	桐生市広沢町1-2890-6	0277-53-1216
33	(株)三峰設備	田村 大介	R2.9.30	桐生市川内町3-386-1	0277-76-0588
34	(株)大下総合	湯淺 桂子	R2.9.30	桐生市相生町1-317-9	0277-52-5481
36	下山設備	下山 行男	R2.9.30	桐生市三吉町1-2-41	0277-44-5941
38	(株)カガトータルシステム	高田 聡	R2.9.30	桐生市広沢町6-271-1	0277-52-8198
39	(有)堤設備	蛭間 三女子	R3.9.30	桐生市堤町二丁目10番9号	0277-22-8203
40	(有)大栄設備	園田 尚貴	R2.9.30	桐生市堤町3-7-47	0277-32-5593
41	(有)松井設備	松井 信夫	R2.9.30	桐生市琴平町7-29	0277-22-2128
42	マルヤ設備工業(株)	丸谷 正	R2.9.30	桐生市菱町4-2358-8	0277-43-7772
44	(有)スガサワ設備	菅澤 英雄	R2.9.30	桐生市川内町5-847	0277-65-8584

46	両毛設備工事(株)	摂津 伸一	R2. 9. 30	桐生市相生町1-632-26	0277-52-5175
51	イガワ工業(株)	井川 義明	R2. 9. 30	桐生市相生町5-537-5	0277-52-3571
52	雁部設備工業(株)	雁部 守	R2. 9. 30	みどり市笠懸町鹿4072-5	0277-30-8012
54	金子設備工業	金子 敏	R2. 9. 30	太田市藪塚町2411-5	0277-78-4512
56	(有)石原設備	石川 達也	R2. 9. 30	太田市丸山町38	0276-37-1829
59	(株)神寛	神谷 晋太郎	R2. 9. 30	館林市松原2-6-26	0276-74-2722
61	(株)ビルカン	川岸 正人	R2. 9. 30	桐生市川内町3-150-3	0277-65-9964
71	(株)トーカイ	田中 光浩	R3. 9. 30	太田市下浜田町117	0276-46-5821
74	(有)橋本設備工事	橋本 昭雄	R3. 9. 30	邑楽郡邑楽町大字赤堀3706番地	0276-88-4060
77	(株)上州	赤石 恵一	R3. 9. 30	みどり市笠懸町鹿4481番地2	0277-76-2353
78	(有)共設	橋本 秀一	R3. 9. 30	桐生市相生町5丁目272番地の4	0277-54-5472
82	関口農機水道	関口 泰典	R3. 9. 30	伊勢崎市東町2279番地5	0270-62-0718
86	(株)野村建設工業	野村 篤	R3. 9. 30	桐生市広沢町一丁目2538番地1	0277-52-8282
88	(株)シモダ設備工業	下田 雅史	R3. 9. 30	前橋市天川大島町三丁目57番地13	027-261-0578
89	(有)砂川設備	砂川 裕志	R3. 9. 30	邑楽郡邑楽町大字石打84	0276-56-9009
91	(株)北村土木	清水 麻美	R3. 9. 30	桐生市相生町二丁目85-2	0277-54-8891
92	新里設備工業(株)	篠原 敏	R3. 9. 30	桐生市新里町鶴ヶ谷53番地	0277-74-0360
93	福田設備	福田 茂	R3. 9. 30	太田市藪塚町729-1	0277-78-2187
94	清水水道	清水 隆行	R3. 9. 30	みどり市笠懸町鹿2931	0277-76-2017
95	(株)エム・エス・ケー	稲葉 敬祐	R3. 9. 30	伊勢崎市日乃出町703番地5	0270-30-3456
102	(株)三陽住建	竹内 千枝子	R3. 9. 30	桐生市広沢町4丁目1976番地50	0277-52-7655
107	山川設備	山川 晃	R3. 9. 30	桐生市相生町三丁目204番地の4	0277-54-8668
108	小保方アクトプランニング	小保方 正人	R3. 9. 30	みどり市大間々町大間々151-2	0277-73-5087
109	藤沼工務店	藤沼 富夫	R3. 9. 30	桐生市新里町関436	0277-74-1320
114	山下設備	山下 吉人	R3. 9. 30	太田市末広町518-11	0276-38-4567
119	(株)イシイ設備	石井 勉	R3. 9. 30	桐生市川内町1丁目255-8	0277-65-6823
121	(株)峯岸建工	峯岸 久雄	R3. 9. 30	桐生市梅田町1丁目260番地の1	0277-32-1073
123	(有)内外設備工業	島田 和仁	R3. 9. 30	伊勢崎市茂呂町2-2848-1	0270-24-4866
124	吉田設備工業	吉田 和義	R3. 9. 30	桐生市新里町新川198-3	0277-70-2355
129	(有)松井電管	松井 正嘉	R4. 9. 30	みどり市笠懸町西鹿田223番地1	0277-76-7682
131	(有)浜野管工設備	濱野 浩志	R4. 9. 30	館林市北成島町1815-11	0276-74-3231
138	オール機工建築事務所	松島 寛夫	R4. 9. 30	桐生市川内町1-493-1	0277-65-7685
139	栗原設備	栗原 明彦	R4. 9. 30	太田市武蔵島町399-1	0276-52-2673
140	和田設備工事(株)	和田 博	R4. 9. 30	太田市藪塚町2008番地	0277-78-6778
141	(有)うえの設備	上野 哲司	R4. 9. 30	太田市内ヶ島町428番地1	0276-45-4705
144	(株)ホクト工業	北爪 献悟	R4. 9. 30	前橋市駒形町939番地1	027-266-1560
148	(有)金子設備	金子 敏行	R4. 9. 30	みどり市大間々町浅原1677番地	0277-73-2032
153	セイコウ	星野 浩	R4. 9. 30	桐生市川内町3丁目718-2	0277-65-5377
155	(株)ダイキョー	吉澤 和男	R4. 9. 30	前橋市上泉町667番地3	027-260-6555
156	丹羽設備	丹羽 功	R4. 9. 30	桐生市広沢町三丁目3531番地	0277-54-5751
159	三和運業(有)	鍋木 敏男	R4. 9. 30	みどり市大間々町大間々35番地7	0277-73-6060
160	赤城興産(株)	山同 輝和	R4. 9. 30	みどり市大間々町大間々1558番地1	0277-72-3231
161	元盛建設工業(株)	齋藤 千江	R4. 9. 30	太田市藪塚町673番地	0277-78-4824
162	(株)尾島町清掃社	栗原 征五	R4. 9. 30	太田市世良田町1144番地の2	0276-52-0106
166	群馬利水(株)	杉戸 伸之	R4. 9. 30	桐生市宮本町四丁目8番12号	0277-22-5372
173	(有)イソヤマ設備	磯山 隆男	R4. 9. 30	太田市藪塚町1659番地3	0277-78-3431
174	(有)丸新設備工業	井上 尚治	R4. 9. 30	伊勢崎市宮子町1408番地の1	0270-25-0554
176	春山設備工業(株)	石井 洋平	R4. 9. 30	太田市新島町779番地の2	0276-45-9081
178	東栄電工(株)	関口 朋克	R4. 9. 30	高崎市飯塚町1447番地	027-362-5836
181	関東日精(株)	田端 直幸	R4. 9. 30	埼玉県児玉郡神川町大字原新田1097番地1	0495-77-3850
183	(有)女塚電気商会	前 竜浩	R4. 9. 30	伊勢崎市境女塚225番地の1	0270-74-0216
184	鈴木産業(株)	鈴木 利男	R4. 9. 30	栃木県足利市助戸一丁目593番地	0284-42-6111
185	高崎施設工業(株)	関口 智正	R5. 9. 30	高崎市江木町82番地	027-322-2198
186	(有)アクア	久保 淳	R5. 9. 30	埼玉県本庄市小島二丁目13番15号	0495-23-2433
190	(株)清水工業所	清水 淳	R5. 9. 30	高崎市下室田町1285番地2	027-374-1560

191	(株)クラシアン	今田 健治	R5.9.30	横浜市港北区新横浜三丁目1番地9	0120-500-500 (情報公開用)
193	(株)グミサワ設備工業	楢澤 眞理子	R5.9.30	桐生市広沢町2-3087-18	0277-55-1575
194	N T Y設備	堤 康弘	R5.9.30	桐生市新里町新川3612-11	0277-74-6623
196	川岸工業(株)	川岸 秀利	R5.9.30	伊勢崎市境三ツ木221-12	0270-70-2470
199	工藤建設工業(株)	工藤 直實	R5.9.30	太田市大久保町125-110	0277-78-4664
201	蒼天創業(株)	福地 稔	R5.9.30	太田市東長岡町1264番地1	0276-25-6210
202	(株)宝泉工業	澁澤 稔夫	R5.9.30	太田市藤久良町49-4	0276-31-7314
203	(株)貝沢設備工業	田中 良明	R5.9.30	高崎市井野町1141番地1 Felicity・F	027-362-3723
206	(株)アイダ設計	會田 貞光	R5.9.30	埼玉県上尾市今泉3丁目10-11	048-726-8613
209	(株)トープパイプ	津久井 直子	R5.9.30	みどり市大間々町高津戸573番地2	0277-46-7177
213	堤建設(株)	堤 博道	R5.9.30	前橋市馬場町249番地	027-283-4640
214	(株)江原工業	江原 明	R5.9.30	太田市安良岡町150番地	0276-25-0566
216	浅海設備(株)	浅海 昇	R5.9.30	桐生市相生町2丁目303番地72	0277-54-0806
217	マサキ設備	横倉 雅樹	R5.9.30	桐生市広沢町4丁目2041-1	0277-52-3142
219	(有)内川水道設備	内川 将伯	R5.9.30	高崎市本郷町2035番地	027-344-5490
221	三洋建設(株)	深沢 維泉	R5.9.30	桐生市相生町三丁目504番地16	0277-52-4858
223	(株)齋藤設備	齋藤 良夫	R5.9.30	足利市利保町一丁目37番地6	0284-41-8390
224	萩原設備(株)	角田 雅仁	R5.9.30	高崎市石原町1216番地	027-322-2281
225	(株)後藤設備	後藤 絹代	R5.9.30	伊勢崎市緑町17番21号	0270-50-7581
227	(株)サクライデンキ	櫻井 秀行	R5.9.30	桐生市稲荷町1-8	0277-44-4421
229	飯塚設備工業(株)	飯塚 雅彦	R5.9.30	佐野市戸室町1113	0283-62-5627
232	(有)石澤設備工業	石澤 和巳	R5.9.30	前橋市富士見町小沢168番地2	027-288-4793
233	丸山設備	丸山 昌也	R5.9.30	太田市新田上江田町400-1	0276-56-1172
236	大川水道工業所	大川 純司	R5.9.30	桐生市浜松町1-1-8	0277-44-6335
238	石井管工設備	石井 寛	R5.9.30	みどり市笠懸町阿左美2683-6	0277-76-4034
239	内田ポンプ店	内田 敏夫	R5.9.30	邑楽郡大泉町仙石2丁目3-1	0276-62-2810
240	(有)太田設備	太田 克己	R5.9.30	太田市新野町935番地の2	0276-31-5399
241	富士産業(株)	作村 直人	R5.9.30	東京都葛飾区金町五丁目26番10号	0270-40-6955
242	(株)イースマイル	島村 禮孝	R5.9.30	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-34イースマイル	06-7739-2525
243	(株)大澤エンジニアリング	大澤 宗幸	R5.9.30	桐生市新里町武井629-85	0277-74-1620
244	チシマ住設	千嶋 義浩	R5.9.30	桐生市境野町二丁目1455-7	0277-43-5160
245	高峰水道工業所	高峯 一憲	R5.9.30	桐生市美原町4-7	0277-44-7081
246	(有)新成建設	松島 佑太	R5.9.30	本庄市下野堂651番7	0495-24-3574
248	(株)松崎建築	松崎 正裕	R6.9.30	伊勢崎市西久保町三丁目1136-1	0270-61-9800
249	鈴木風呂店	鈴木 勉	R6.9.30	桐生市堤町二丁目3-14	0277-22-0742
250	相澤工業(株)	相澤 真吾	R6.9.30	高崎市三ツ寺町1175	027-373-0062
251	(株)狩野設備	狩野 和彦	R6.9.30	前橋市西善町429	027-266-7459
252	吉田設備	吉田 祐司	R6.9.30	甘楽郡甘楽町大字白倉2323	0274-74-3478
253	アキヤマプランニング	秋山 誠	R6.9.30	桐生市広沢町5-1407-16	090-3081-8256
256	トシ設備	船戸 敏雄	R6.9.30	みどり市笠懸町鹿4176-4	0277-76-5535
259	村岡住設	村岡 正幸	R6.9.30	桐生市相生町2-80-11	0277-46-6034
260	メイセイ設備(株)	清水 明成	R6.9.30	桐生市広沢町4-2108-7	0277-55-0033
262	藤田水道	定方 良成	R6.9.30	太田市古戸町1064-11	0276-38-3679
263	高野設備(株)	高野 敏志	R6.9.30	みどり市笠懸町阿左美2154-2	0277-77-1121
267	(株)上州 桐生支店	赤石 恵一	R6.9.30	桐生市相生町3-350-7	0277-52-3000
269	(株)MSフィールド	増田 秀浩	R6.9.30	さいたま市西区指扇領別所366-7	048-621-3535
270	ヤマザキ設備	山崎 君明	R6.9.30	みどり市大間々町桐原290-2	0277-73-5586
271	小倉設備	小倉 秀明	R6.9.30	みどり市大間々町塩沢256-5	0277-73-2075
273	(株)シー・アール・エス	吉田 数也	R6.9.30	足利市薬鹿町147-2	0284-62-5551
275	(株)スナガ	須永 聡介	R6.9.30	みどり市大間々町大間々1757-4	0277-73-2711
277	林設備	林 美保	R6.9.30	前橋市粕川町込皆戸75-7	027-285-4070
279	(株) 桐設	吉原 達也	R6.9.30	桐生市宮本町1-7-12	0277-43-7874
280	(株) アクアライン	盾 広長	R6.9.30	広島県広島市中区上八丁堀8-8	082-502-6644
281	(株) Achieam	今泉 攻一	R6.9.30	みどり市笠懸町鹿53-9	0277-46-7310
283	ケアライフ (株)	神生 哲男	R6.9.30	桐生市菱町2-1802-1	0277-43-1330

284	小林興業(株)	小林 英彰	R6. 9. 30	太田市丸山町1165-1	0276-52-8875
285	(有)内田設備工業	内田 靖彦	R6. 9. 30	前橋市下細井町824-1	027-233-2739
286	(株) 田中設備	田中 直樹	R6. 9. 30	桐生市相生町5-344-1	0277-46-9671
287	遠坂建設	遠坂 直久	R6. 9. 30	みどり市笠懸町鹿2575-4	0277-76-3361
288	浅香設備サービス(有)	浅香 實	R6. 9. 30	足利市新宿町778-3	0284-73-2203
290	星野設備	星野 義行	R6. 9. 30	みどり市大間々町桐原968-2	0277-32-3516
292	(株) 大垣設備	大垣 和久	R6. 9. 30	栃木県佐野市岩崎町765-1	0283-61-0225
293	(株) P E A K S	峰川 潤	R6. 9. 30	前橋市総社町3-7-13	027-288-0090
294	(株) 坂井住設	坂井 真二	R6. 9. 30	埼玉県児玉郡美里町大字白石1452-16	0495-76-4833
295	(株) セイワ	石原 秀人	R6. 9. 30	邑楽郡板倉町大字岩田792	090-2176-7647
298	hangover	黒石 大介	R6. 9. 30	前橋市下細井町323-9	0272-89-0677
299	(株) シンエイ	木原 朗広	R6. 9. 30	大阪府大阪市中央区谷町2-4-37イエスト49F	06-6944-7797
300	(株) 鈴木設備工業	鈴木 勇治	R6. 11. 12	伊勢崎市田部井町2-1268-3	0270-75-4921
301	大和商工(株)	有賀 一師	R7. 1. 18	高崎市西島町5 5 - 3	027-387-0707
302	ミヤシロ設備(株)	宮代 実	R7. 3. 2	太田市新田市野井町660-6	0276-57-5230
303	アスプレ(株)	山崎 直人	R2. 4. 2	前橋市野中町95-2	027-289-4170
304	(株)高橋設備	高橋 誠	R2. 6. 12	みどり市笠懸町西鹿田84	0277-76-0998
305	森設備株式会社	森 弘光	R2. 9. 17	行田市長野五丁目1 6 番地1	048-556-2300
306	株式会社エヌ・エス・シー	瀬川 良太	R2. 10. 21	東京都新宿区西新宿2丁目6-1 新宿住友ビル19階	0276-60-1511
307	(有)サービスショップコア	神生 哲男	R2. 11. 5	桐生市菱町2-1788-3	0277-43-1296
308	藤管工株式会社	山崎 英一	R3. 2. 17	栃木県足利市緑町二丁目8番2号	0284-20-1811
309	森水道	森 武志	R3. 2. 25	みどり市笠懸町阿左美3711番地1	090-4727-9685
310	株式会社テクノシンプ	栗原 千浩	R3. 9. 2	太田市東矢島町1394番地3	0276-45-3976
311	株式会社リペアメイキング	小林 悟	R3. 10. 7	高崎市中居町4-22-9	027-393-6010
312	令和水木	香取 正彦	R3. 11. 2	桐生市川内町1 丁目99	080-7228-1310
313	有限会社ナカザワ設備	中澤 雅一	R3. 11. 4	伊勢崎市波志江町1542番地1	0270-25-2139
314	くしぶち設備	櫛渕 強志	R3. 11. 24	利根郡みなかみ町下牧344-1	0278-25-3042
315	北関東総合設備工業	李 明淑	R4. 6. 1	みどり市大間々町高津戸1033	0277-47-6320
316	(株)ライフエナジー	鈴木 裕一	R4. 6. 15	東京都千代田区平河町1-6-15 USビル8F	0120-033-003
317	(株)神保水道設備	神保 弘昭	R4. 6. 23	高崎山下里見町1703番地1	027-343-3915
318	株式会社オサダ設備	長田 和英	R4. 10. 12	みどり市笠懸町鹿114番地43	0277-76-1621
319	ナカムラ設備	中村 弘之	R4. 11. 17	みどり市大間々町大間々701-3	090-3243-3478
320	株式会社日建	桐生 智広	R5. 1. 17	伊勢崎市宮子町2 8 2 8 番地	0270-61-6668
321	中谷設備工事	中谷 和久	R4. 11. 18	みどり市大間々町大間々489-10	0277-72-2701
322	(有)須田設備工業	須田 道子	R4. 3. 18	伊勢崎市田部井町一丁目930番地1	0270-62-2349
323	となりの設備	野村 哲也	R5. 5. 15	桐生市相生町1 丁目5 5 9 - 4	080-4376-0080
324	(株)イスマイルBiz	丸山 英利	R5. 6. 9	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3	06-6648-9898
325	(株)ホット・ライフ	樋田 哲也	R5. 7. 10	高崎市正観寺632番地10	027-362-5023
326	(株)たべい	田部井 透	R5. 8. 25	埼玉県深谷市萱場759-3	048-571-0466
327	(株)エムテック	前田 裕介	R5. 12. 5	太田市八重笠町462-1	0276-55-6642
328	(株)C&M	阿久津 大	R6. 1. 31	太田市藤阿久町506-20	0276-49-6101
329	(有) 常見装業	和田 正弘	R6. 4. 1	太田市東新町203-3	0276-50-2680
330	タカイ設備(株)	高井 有見子	R6. 4. 24	伊勢崎市堺伊与久254-1	0270-76-3539
331	(株)グローリテクノ	河野 義靖	R6. 5. 10	太田市新田早川町339-5	0276-60-8024
332	(株)クリーンライフ	元村 祐次	R6. 6. 24	大阪府吹田市広芝町6-10	06-6821-6133
333	株式会社プラスK	木暮 和行	R6. 10. 7	太田市大原町1889-11	0277-47-6370
334	みどり・メンテナンス(株)	矢口 康志	R7. 1. 31	みどり市笠懸町阿左美1153-7	0277-76-7220

V. 財 務 の 概 況

1. 収益的収入及び支出 (消費税及び地方消費税込)

収 入		6			5		
年度 区 分	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	
水道事業収益	2,157,383,000	2,199,452,647	42,069,647	2,191,615,000	2,184,540,693	△ 7,074,307	
営業収益	1,943,852,000	1,961,102,903	17,250,903	1,979,977,000	1,966,702,487	△ 13,274,513	
営業外収益	211,417,000	211,232,934	△ 184,066	211,636,000	217,838,206	6,202,206	
特別利益	2,114,000	27,116,810	25,002,810	2,000	0	△ 2,000	

支 出		6				5			
年度 区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	
水道事業費	2,353,299,000	2,292,296,618	0	61,002,382	2,153,232,000	2,119,619,405	0	33,612,595	
営業費用	2,162,492,000	2,104,986,215	0	57,505,785	2,056,724,000	2,023,072,628	0	33,651,372	
営業外費用	78,674,000	78,193,540	0	480,460	96,236,000	96,277,716	0	△ 41,716	
特別損失	109,119,000	109,116,863	0	2,137	272,000	269,061	0	2,939	
予備費	3,014,000	0	0	3,014,000	0	0	0	0	

2. 資本的収入及び支出 (消費税及び地方消費税込)

収 入		6			5		
年度 区 分	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	予 算 額	決 算 額	予算に比べ決算額の増減	
資本的収入	340,037,000	341,020,641	983,641	145,213,000	145,499,423	286,423	
企業債	300,000,000	300,000,000	0	100,000,000	99,800,000	△ 200,000	
負担金	15,523,000	18,760,982	3,237,982	13,927,000	16,021,207	2,094,207	
出資金	17,802,000	17,800,469	△ 1,531	18,885,000	18,883,296	△ 1,704	
固定資産売却代金	862,000	883,190	21,190	1,000	0	△ 1,000	
工事負担金	2,000,000	0	△ 2,000,000	6,570,000	4,964,920	△ 1,605,080	
国庫補助金	3,850,000	3,576,000	△ 274,000	5,830,000	5,830,000	0	

支 出		6				5			
年度 区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	
資本的支出	1,608,417,400	1,352,094,394	128,646,168	127,676,838	1,478,886,000	1,242,486,302	192,996,400	43,403,298	
建設改良費	1,270,682,400	1,019,360,248	128,646,168	122,675,984	1,145,045,000	913,645,536	192,996,400	38,403,064	
企業債償還金	331,625,000	331,624,146	0	854	327,921,000	327,920,766	0	234	
国庫補助金返還金	1,110,000	1,110,000	0	0	920,000	920,000	0	0	
予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000	0	0	5,000,000	

3. 比較損益計算書

(消費税及び地方消費税抜)

科目	年度別		令和6年度決算額		令和5年度決算額		6年度と5年度の比較増減		令和4年度決算額		6年度と4年度の比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	金額	構成比	金額	比率		
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		
水道事業収益	2,014,061,804	100.0	1,999,024,783	100.0	15,037,021	0.8	2,024,330,279	100.0	△10,268,475	△0.5		
営業収益	1,784,240,327	88.6	1,789,602,343	89.5	△5,362,016	△0.3	1,807,009,477	89.3	△22,769,150	△1.3		
給水収益	1,729,145,390	85.9	1,743,683,109	87.2	△14,537,719	△0.8	1,760,555,662	87.0	△31,410,272	△1.8		
加入金	37,185,000	1.8	25,220,000	1.3	11,965,000	47.4	17,480,000	0.9	19,705,000	112.7		
その他の営業収益	17,909,937	0.9	20,699,234	1.0	△2,789,297	△13.5	28,973,815	1.4	△11,063,878	△38.2		
営業外収益	202,704,667	10.1	209,422,440	10.5	△6,717,773	△3.2	216,935,103	10.7	△14,230,436	△6.6		
受取利息	804,675	0.0	864,114	0.1	△59,439	△6.9	563,999	0.0	240,676	42.7		
他会計補助金	2,844,025	0.2	2,875,795	0.1	△31,770	△1.1	3,462,261	0.2	△618,236	△17.9		
長期前受金戻入	110,927,549	5.5	114,499,528	5.7	△3,571,979	△3.1	127,749,495	6.3	△16,821,946	△13.2		
雑収益	88,128,418	4.4	91,183,003	4.6	△3,054,585	△3.3	85,159,348	4.2	2,969,070	3.5		
特別利益	27,116,810	1.3	0	0.0	27,116,810	—	385,699	0.0	26,731,111	6,930.6		
固定資産売却益	27,116,810	1.3	0	0.0	27,116,810	—	385,699	0.0	26,731,111	6,930.6		
水道事業費	2,197,635,498	100.0	2,015,696,307	100.0	181,939,191	9.0	2,104,598,948	100.0	93,036,550	4.4		
営業費用	2,022,735,333	92.0	1,944,791,165	96.5	77,944,168	4.0	2,028,794,573	96.4	△6,059,240	△0.3		
原水及び浄水費	460,214,910	20.9	421,341,281	20.9	38,873,629	9.2	451,983,580	21.5	8,231,330	1.8		
配水及び給水費	269,213,940	12.3	259,805,932	12.9	9,408,008	3.6	286,786,963	13.6	△17,573,023	△6.1		
業務費	182,844,591	8.3	193,939,538	9.6	△11,094,947	△5.7	183,145,884	8.7	△301,293	△0.2		
総係費	161,319,183	7.3	130,681,959	6.5	30,637,224	23.4	158,613,855	7.6	2,705,328	1.7		
減価償却費	928,495,768	42.3	923,084,580	45.8	5,411,188	0.6	924,351,309	43.9	4,144,459	0.4		
資産減耗費	20,646,941	0.9	15,937,875	0.8	4,709,066	29.5	23,912,982	1.1	△3,266,041	△13.7		
営業外費用	65,791,470	3.0	70,660,542	3.5	△4,869,072	△6.9	75,750,531	3.6	△9,959,061	△13.1		
支払利息及び企業債取扱諸費	65,064,031	3.0	69,762,389	3.5	△4,698,358	△6.7	75,001,733	3.6	△9,937,702	△13.2		
雑支出	727,439	0.0	898,153	0.0	△170,714	△19.0	748,798	0.0	△21,359	△2.9		
特別損失	109,108,695	5.0	244,600	0.0	108,864,095	44,507.0	53,844	0.0	109,054,851	202,538.5		
過年度損益修正損	120,061	0.0	244,600	0.0	△124,539	△50.9	53,844	0.0	66,217	123.0		
その他の特別損失	108,988,634	5.0	0	0.0	108,988,634	—	0	0.0	108,988,634	—		
当年度純利益 (△純損失)	△183,573,694	—	△16,671,524	—	△166,902,170	1,001.1	△80,268,669	—	△103,305,025	128.7		
その他未処分利益剰余金変動額	162,577,417	—	140,536,884	—	22,040,533	—	0	—	162,577,417	—		

4. 比較貸借対照表

(消費税及び地方消費税抜)

科目	年度別		令和5年度決算額		6年度と5年度の比較増減		令和4年度決算額		6年度と4年度の比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	金額	構成比	金額	比率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
1. 固定資産										
(1) 有形固定資産										
イ 土地	631,991,783	2.4	632,874,973	2.4	△883,190	△0.1	632,874,973	2.3	△883,190	△0.1
ロ 立木	5,985,341	0.0	5,985,341	0.0	0	0.0	5,985,341	0.0	0	0.0
ハ 建物	655,744,246	2.4	771,968,601	2.9	△116,224,355	△15.1	801,571,898	2.9	△145,827,652	△18.2
ニ 構築物	14,791,166,687	55.2	14,804,591,996	54.9	△13,425,309	△0.1	14,591,434,053	53.4	199,732,634	1.4
ホ 機械及び装置	3,751,131,646	14.0	3,646,183,532	13.5	104,948,114	2.9	3,806,068,655	13.9	△54,937,009	△1.4
ヘ 車両運搬具	3,444,541	0.0	2,154,611	0.0	1,289,930	59.9	2,390,477	0.0	1,054,064	44.1
ト 工具器具及び備品	32,362,408	0.1	36,277,958	0.1	△3,915,550	△10.8	42,355,537	0.2	△9,993,129	△23.6
チ 建設仮勘定	97,228,056	0.4	131,243,018	0.5	△34,014,962	△25.9	186,998,547	0.7	△89,770,491	△48.0
有形固定資産合計	19,969,054,708	74.5	20,031,280,030	74.3	△62,225,322	△0.3	20,069,679,481	73.4	△100,624,773	△0.5
(2) 無形固定資産										
イ 電話加入権	764,740	0.0	764,740	0.0	0	0.0	805,340	0.0	△40,600	△5.0
ロ ダム使用权	2,908,570,919	10.9	2,969,403,918	11.0	△60,832,999	△2.0	3,030,236,917	11.1	△121,665,998	△4.0
ハ 水利権	5,832,000	0.0	6,156,000	0.0	△324,000	△5.3	6,480,000	0.0	△648,000	△10.0
無形固定資産合計	2,915,167,659	10.9	2,976,324,658	11.0	△61,156,999	△2.1	3,037,522,257	11.1	△122,354,598	△4.0
固定資産合計	22,884,222,367	85.4	23,007,604,688	85.3	△123,382,321	△0.5	23,107,201,738	84.5	△222,979,371	△1.0
2. 流動資産										
(1) 現金預金	3,664,698,613	13.7	3,730,788,883	13.8	△66,090,270	△1.8	3,961,246,953	14.5	△296,548,340	△7.5
(2) 未収金	240,176,500	0.9	224,980,854	0.8	15,195,646	6.8	255,740,035	1.0	△15,563,535	△6.1
(3) 貯蔵品	10,451,060	0.0	10,909,459	0.1	△458,399	△4.2	9,700,714	0.0	750,346	7.7
(4) その他の流動資産	300,000	0.0	3,500,000	0.0	△3,200,000	△91.4	3,500,000	0.0	△3,200,000	△91.4
流動資産合計	3,915,626,173	14.6	3,970,179,196	14.7	△54,553,023	△1.4	4,230,187,702	15.5	△314,561,529	△7.4
資産合計	26,799,848,540	100.0	26,977,783,884	100.0	△177,935,344	△0.7	27,337,389,440	100.0	△537,540,900	△2.0

科目	令和6年度決算額		令和5年度決算額		6年度と5年度の比較増減		令和4年度決算額		6年度と4年度の比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	金額	構成比	金額	比率
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
3. 固定負債										
(1) 企業債	5,594,699,166	20.9	5,634,746,216	20.9	△40,047,050	△0.7	5,866,570,362	21.4	△271,871,196	△4.6
(2) 引当金	609,636,431	2.2	642,577,295	2.4	△32,940,864	△5.1	674,013,028	2.5	△64,376,597	△9.6
固定負債合計	6,204,335,597	23.1	6,277,323,511	23.3	△72,987,914	△1.2	6,540,583,390	23.9	△336,247,793	△5.1
4. 流動負債										
(1) 企業債	340,047,050	1.3	331,624,146	1.3	8,422,904	2.5	327,920,766	1.2	12,126,284	3.7
(2) 未払金	306,550,592	1.1	169,678,024	0.6	136,872,568	80.7	188,774,711	0.7	117,775,881	62.4
(3) 引当金	21,268,000	0.1	20,709,000	0.1	559,000	2.7	20,317,000	0.1	951,000	4.7
(4) その他流動負債	10,396,085	0.0	6,862,395	0.0	3,533,690	51.5	5,060,256	0.0	5,335,829	105.4
流動負債合計	678,261,727	2.5	528,873,565	2.0	149,388,162	28.2	542,072,733	2.0	136,188,994	25.1
5. 繰延収益										
(1) 長期前受金										
イ 受贈財産評価額	263,104,279	1.0	276,850,731	1.0	△13,746,452	△5.0	289,428,764	1.1	△26,324,485	△9.1
ロ 工事寄附金	235,374	0.0	256,148	0.0	△20,774	△8.1	276,922	0.0	△41,548	△15.0
ハ 他会計負担金	336,014,859	1.3	333,415,283	1.2	2,599,576	0.8	333,689,331	1.2	2,325,528	0.7
ニ 工事負担金	459,140,677	1.7	499,938,620	1.9	△40,797,943	△8.2	538,368,569	2.0	△79,227,892	△14.7
ホ 国県補助金	1,691,883,901	6.3	1,728,480,675	6.4	△36,596,774	△2.1	1,762,536,152	6.4	△70,652,251	△4.0
ヘ その他資本剰余金	59,547	0.0	59,547	0.0	0	0.0	59,547	0.0	0	0.0
長期前受金合計	2,750,438,637	10.3	2,839,001,004	10.5	△88,562,367	△3.1	2,924,359,285	10.7	△173,920,648	△5.9
繰延収益合計	2,750,438,637	10.3	2,839,001,004	10.5	△88,562,367	△3.1	2,924,359,285	10.7	△173,920,648	△5.9
負債合計	9,633,035,961	35.9	9,645,198,080	35.8	△12,162,119	△0.1	10,007,015,408	36.6	△373,979,447	△3.7

科目	令和6年度決算額		令和5年度決算額		6年度と5年度の比較増減		令和4年度決算額		6年度と4年度の比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	比率	金額	構成比	金額	比率
6. 資本金	12,639,909,244	47.2	12,498,243,415	46.3	141,665,829	1.1	12,479,360,119	45.7	160,549,125	1.3
7. 剰余金										
(1) 資本剰余金										
イ 受贈財産評価額	90,368,842	0.3	90,368,842	0.3	0	0.0	90,368,842	0.3	0	0.0
ロ 工事寄附金	1,674,000	0.0	1,674,000	0.0	0	0.0	1,674,000	0.0	0	0.0
ハ 他会計負担金	3,084,810	0.0	3,084,810	0.0	0	0.0	3,084,810	0.0	0	0.0
ニ 工事負担金	59,437,645	0.2	59,437,645	0.2	0	0.0	59,437,645	0.2	0	0.0
ホ 国県補助金	48,315,277	0.2	48,315,277	0.2	0	0.0	48,315,277	0.2	0	0.0
ヘ その他資本剰余金	16,821,611	0.1	16,821,611	0.1	0	0.0	16,821,611	0.1	0	0.0
資本剰余金合計	219,702,185	0.8	219,702,185	0.8	0	0.0	219,702,185	0.8	0	0.0
(2) 利益剰余金										
イ 利益積立金	1,554,780,020	5.8	1,575,776,297	5.8	△20,996,277	△1.3	1,575,776,297	5.8	△20,996,277	△1.3
ロ 災害復旧積立金	500,000,000	1.9	500,000,000	1.9	0	0.0	500,000,000	1.8	0	0.0
ハ 建設改良積立金	2,252,421,130	8.4	2,414,998,547	8.9	△162,577,417	△6.7	2,555,535,431	9.3	△303,114,301	△11.9
ニ 当年度未処分利益剰余金	0	0.0	123,865,360	0.5	△123,865,360	△100.0	0	0.0	0	—
利益剰余金合計	4,307,201,150	16.1	4,614,640,204	17.1	△307,439,054	△6.7	4,631,311,728	16.9	△324,110,578	△7.0
剰余金合計	4,526,903,335	16.9	4,834,342,389	17.9	△307,439,054	△6.4	4,851,013,913	17.7	△324,110,578	△6.7
資本合計	17,166,812,579	64.1	17,332,585,804	64.2	△165,773,225	△1.0	17,330,374,032	63.4	△163,561,453	△0.9
負債資本合計	26,799,848,540	100.0	26,977,783,884	100.0	△177,935,344	△0.7	27,337,389,440	100.0	△537,540,900	△2.0

VI. 経 営 ・ 財 務 分 析 表

(消費税及び地方消費税抜)

項 目	算 出 方 法	6年度	5年度	4年度	3年度	指標
施設の効率性						
施設利用率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	42.9	43.0	43.4	44.5	—
負荷率 (%)	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日最大配水量}} \times 100$	91.1	92.2	79.2	90.0	—
最大稼働率 (%)	$\frac{\text{一日最大配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$	47.1	46.6	54.7	49.5	—
損益に関する各種比較率						
総資本利益率 (%)	$\frac{\text{当年度経営利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本})/2} \times 100$	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	0.2	↑
経営資本営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.3	—
総収支比率 (%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	91.6	99.2	96.2	95.6	↑
経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	95.1	99.2	96.2	102.4	↑
営業収支比率 (%)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	88.2	92.0	89.1	95.7	↑
営業収益営業利益率 (%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}} \times 100$	△ 13.4	△ 8.7	△ 12.3	△ 4.5	—
利子負担率 (%)	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} + \text{借入金} + \text{リース債務}} \times 100$	1.1	1.2	1.2	1.2	↓
企業債償還元金対減価償却額比率 (%)	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費}} \times 100$	35.7	35.5	35.5	33.9	↓
企業債償還元金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$	19.2	18.8	18.7	17.4	↓
企業債利息対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$	3.8	4.0	4.3	4.5	↓
企業債元利償還元金対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債元利償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$	22.9	22.8	22.9	21.8	↓
平均給与 (千円)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{損益勘定所属職員数}} \div 1000$	8,324	6,870	7,467	6,433	—
労働分配率 (%)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{営業収益} - \text{減価償却費}} \times 100$	25.3	23.0	24.5	20.9	↓
職員給与費対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職員給与費 (3条)}}{\text{給水収益}} \times 100$	12.5	11.4	12.3	10.7	↓
職員一人当り給水量 (m ³)	$\frac{\text{給水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	449,978	408,255	413,627	410,033	—
職員一人当り給水人口 (人)	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	3,858	3,521	3,577	3,513	—

項目	算出方法	6年度	5年度	4年度	3年度	指標	
損益に関する各種比較率							
職員一人当たり 営業収益 (千円)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \div 1000$	68,625	61,710	62,311	61,462	↑	
職員一人当たり 有形固定資産 (千円)	$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}} \div 1000$	624,033	572,322	573,419	562,628	↑	
1万 ³ m ³ 当り 有収水量 一日	損益勘定 所属職員数 (人)	$\frac{\text{職員数 (損益勘定所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{日} \div 10,000 \text{m}^3}$	8	9	9	9	—
	原・浄・配水 施設関係 (人)	$\frac{\text{職員数 (原水浄水費・配水給水費所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{日} \div 10,000 \text{m}^3}$	4	5	5	5	—
	検針・集金 関係 (人)	$\frac{\text{職員数 (業務費所属)}}{\text{年間総有収水量} \div 365 \text{日} \div 10,000 \text{m}^3}$	0	1	1	1	—
全 職 員	基本給(月額) (円)	$\frac{\text{給料} + \text{扶養手当}}{\text{全職員数}} \div 12$	342,731	319,849	317,808	302,220	—
	手当(月額) (円)	$\frac{\text{手当} - \text{扶養手当}}{\text{全職員数}} \div 12$	171,577	157,150	145,052	143,460	—
	平均年齢 (歳)		47	46	46	44	—
	平均勤続年数 (年)		23	22	22	21	—
資産及び資本構成比率							
固定資産構成比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$	85.4	85.3	84.5	83.9	↓	
固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	23.2	23.3	23.9	24.3	↓	
自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	74.3	74.8	74.1	73.3	↑	
固定資産対 長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	87.6	87.0	86.2	85.9	↓	
固定比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	114.9	114.1	114.1	114.5	↓	
流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	577.3	750.7	780.4	678.2	↑	
当座比率 (%)	$\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	575.7	748.0	777.9	676.3	↑	
現金比率 (%)	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	540.3	705.4	730.8	640.4	↑	
給水人口一人当たり 自己資本 (円)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{給水人口}}$	198,577	197,573	195,268	193,541	—	
配水量1m ³ 当り 自己資本 (円)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{配水量}}$	1,330.35	1,341.02	1,338.02	1,312.29	—	

(消費税及び地方消費税抜)

項 目	算 出 方 法	6年度	5年度	4年度	3年度	指標
回 転 率						
自己資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本})/2}$	0.09	0.09	0.09	0.09	↑
経営資本回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{経営資本}}$	0.07	0.07	0.07	0.07	—
固定資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産})/2}$	0.08	0.08	0.08	0.08	↑
減価償却率 (%)	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{立木} - \text{建設仮勘定} - \text{電話加入権} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	4.02	3.99	3.98	3.90	↓
流動資産回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産})/2}$	0.45	0.44	0.41	0.43	↑
現金預金回転率 (回)	$\frac{\text{当年度支出額}}{(\text{期首現金預金} + \text{期末現金預金})/2}$	0.69	0.66	0.65	0.52	↑
貯蔵品回転率 (回)	$\frac{\text{期首貯蔵品} + \text{当年度購入貯蔵品} + \text{当年度発生貯蔵品} - \text{期末貯蔵品}}{(\text{期首貯蔵品} + \text{期末貯蔵品})/2}$	2.29	2.31	2.27	2.20	↑
未収金回転率 (回)	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金})/2}$	9.07	8.91	8.84	9.19	↑

※指標の↑は高い方が良く、↓は低い方が良い。

※職員数及び職員給与費等の職員に関する数値には、会計年度任用職員分が除かれている。また、平均年齢及び平均勤続年数については再任用短時間勤務職員と会計年度任用職員が除かれている。

財務分析において用いた用語は次のとおりである。

- 自己資本 = 資本金 + 剰余金 + 繰延収益
- 総資本 = 負債・資本合計
- 経営資本 = 負債・資本合計 - (建設仮勘定 + 投資資産)
- 総収益 = 営業収益 + 営業外収益 + 特別利益
- 総費用 = 営業費用 + 営業外費用 + 特別損失
- 経常収益 = 営業収益 + 営業外収益
- 経常費用 = 営業費用 + 営業外費用
- 当座比率 = 酸性試験比率
- 当座資産 = 現金預金 + 未収金
- 支払利息には 企業債取扱諸費 を含まない。
- 未収金回転率に用いた未収金は分子の営業収益に対応する営業未収金とした。
- 固定資産回転率に用いた固定資産は分子の営業収益に対応させるため営業活動に直接関係のない建設仮勘定を控除して計算した。
- 貯蔵品回転率には 仮払いによる入出庫 を含まない。
- 企業債償還元金には 借換のための償還金 を含まない。
- 借入金 = 他会計借入金 + 一時借入金
- 給水量には 修繕中の放水量、分水量、私設消火栓 を含まない。
- 職員一人当り営業収益 = 労働生産性

VII. 災 害 時 の 態 勢

1. 桐生市水道局防災計画に基づく給水拠点

○震災対策用飲料水貯水槽設置場所…川内中、相生中、桜木中、旧西中、清流中、境野中
間ノ島団地2箇所、黒保根町交流促進センター
新里東小、梅田南小、菱小

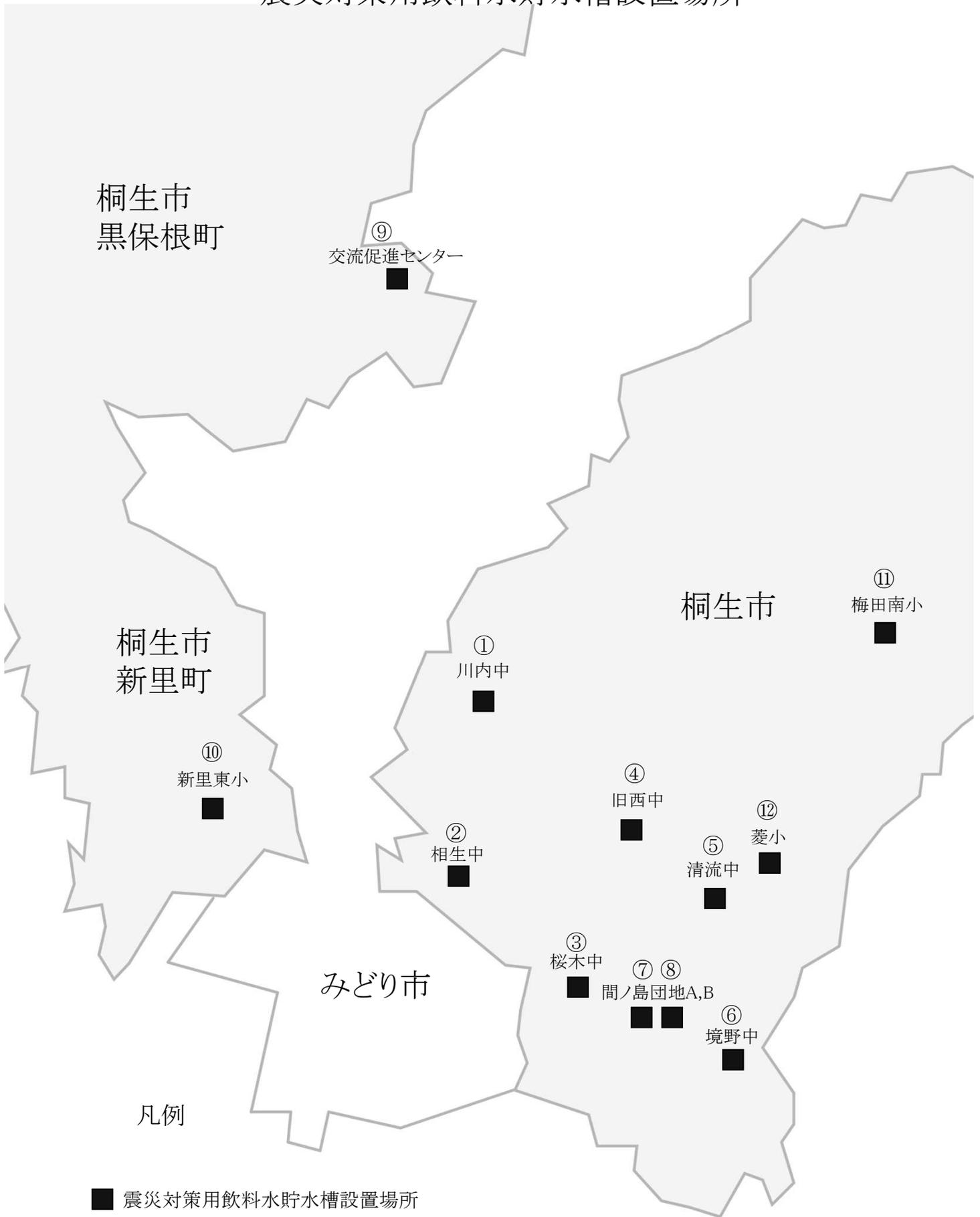
非常用飲料機器配備状況

機 器 名	購入年度	能力及び容量	数量	設置・保管場所	位置(次ページ)
震災対策用飲料水貯水槽 12基	平成7年度	50m ³	1	川内中学校	①
			1	相生中学校	②
			1	桜木中学校	③
	平成8年度		1	旧西中学校	④
			1	清流中学校	⑤
			1	境野中学校	⑥
	平成9年度	20m ³	1	間ノ島団地A	⑦
	平成10年度	60m ³	1	間ノ島団地B	⑧
	平成24年度	1m ³	1	黒保根町 交流促進センター ※黒保根支所所管	⑨
	平成26年度	50m ³	1	新里東小学校	⑩
		3m ³	1	梅田南小学校 ※教育委員会所管	⑪
		3m ³	1	菱小学校 ※教育委員会所管	⑫
給水車	平成17年度	2.0m ³	1	元宿浄水場	
給水タンク	昭和43・44 ・57年度	1.0m ³	3	元宿浄水場(2) 上菱配水場(1)	
	昭和50年度	0.4m ³	1	元宿浄水場	
	平成12年度	1.0m ³	2	新里第10配水場	
携行用浄水器	平成17年度	約400mℓ/分	6	新里第10配水場	

* ポリ容器(20リットル)については46個保有し、元宿浄水場に23個、新里第10配水場に23個保管。

* 給水袋(6リットル)については9,000枚保有し、元宿浄水場に8,700枚、新里支所水道係に100枚、不二山配水場に100枚、新里第10配水場に100枚保管。

震災対策用飲料水貯水槽設置場所



2. 災害時の相互応援協定等

(1) 両毛地域水道事業管理者協議会水道災害相互応援に関する協定書

この協定は、両毛地域水道事業管理者協議会(以下「協議会」という。)を構成する、桐生市、足利市、佐野市及び群馬東部水道企業団との間において水道災害時における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第1条 協議会が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧時に必要な資材の提供
- (4) 作業に必要な車両及び機械等の提供

2 協議会は、前項に定めるもののほか、特に応援要請のあった事項についても、これに応ずるよう配慮するものとする。

(応援体制の連絡)

第2条 協議会は、災害時の応援が円滑に行われるようあらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡交換するものとし、応援の要請、その他の構成団体(以下「団体」という。)への連絡は、当該連絡担当課を通して行うものとする。

(応援要請)

第3条 災害時において応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する給水量、応援の人数及び期間等
- (3) 第1条第1項第3号及び第4号に規定する品名、規格及び数量等
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他必要な事項

(応援活動)

第4条 応援を受ける団体は、対策本部を設け、その中に応援担当の責任者を置くものとする。

2 応援をする団体は、前項の責任者と密接な連携のもとに応援活動を進めるとともに、応援職員の職種及び人数等を明確にするために、応援職員等一覧表を作成し、応援を受ける団体へ送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第1条に規定する応援に要した費用の負担は、法令その他特別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第1号及び第2号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とする。ただし、職員の応援に要した費用(旅費・時間外勤務手当を除く。)は、応援した団体の負担とすること。
- (2) 第1条第1項第3号に規定する応援に要した費用は、応援を受けた団体の負担とすること。
- (3) 第1条第1項第4号に規定する応援に要した費用のうち応援期間中の車両及び器材の燃料費並びにこれらの修繕費は、応援を受けた団体の負担とすること。

(協定期間)

第6条 協定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了までに協議会いずれの団体からもなんらの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(既存協定の失効)

第7条 平成18年7月11日付で桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市が締結した水道災害相互応援に関する協定は、この協定の締結日をもって、その効力を失する。

(協議)

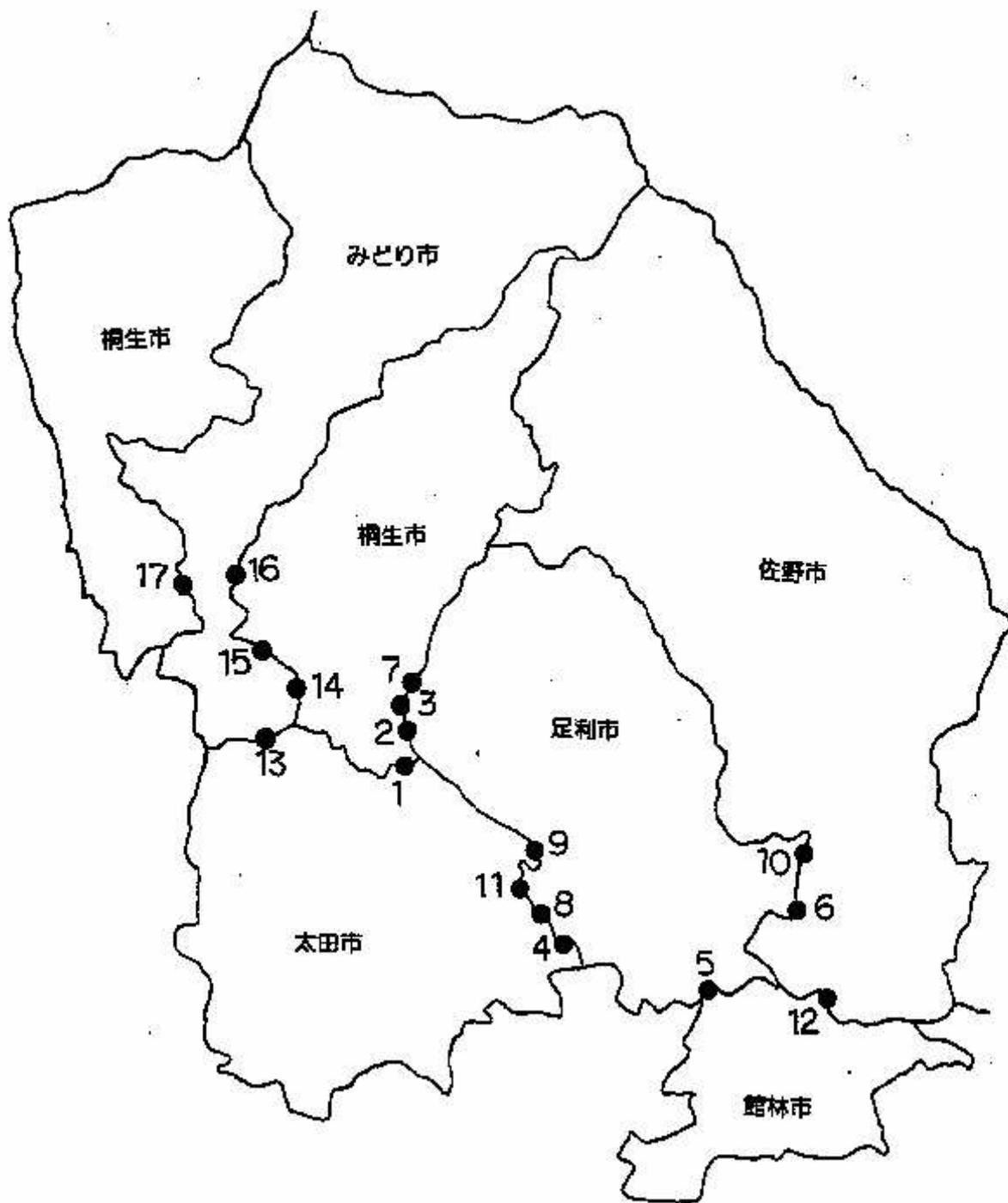
第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は、その都度協議会が協議して定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書4通を作成し、各団体の長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成28年4月1日

桐生市長	亀山	豊文
足利市長	和泉	聡英
佐野市長	岡部	正義
群馬東部水道企業団企業長	清水	聖

両毛地域災害用水道接続管位置図



(2) 災害時における給水装置等の早期復旧協力に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、桐生市水道局(以下「甲」という。)と桐生管工事協同組合(以下「乙」という。)との間に、桐生市内に発生した地震、風水害、その他の災害及び他都市で発生した災害で桐生市が応援要請を受けたときにおいて、被災住民に飲料水を提供するための水道施設の早期復旧を目的として締結するものとする。

(協 力 要 請)

第2条 乙は、市内の災害発生時には甲の要請を待たず、被災住民に飲料水の提供が出来るよう速やかに復旧工事に取り掛かれるよう準備し、甲に連絡し待機するものとする。

2 甲は他都市で発生した災害で桐生市が応援要請を受けたときは、その災害の状況に応じ必要な人員及び資器材等を提供するよう要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が行う要請の手続きは、水道局災害対策本部が担当する。

2 要請にあつては、協力を要する期間、その他必要事項を連絡するものとする。

3 前項の期間は、災害の状況により甲が必要と認めたときは、乙と協議して延長することができる。

4 乙の連絡窓口は、理事長とする。

(早期復旧要領)

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、近隣被災地区の被害状況を確認して飲料水の提供ができるよう速やかに復旧工事に着手するものとする。

2 復旧工事を受けようとする者は、乙の指示に従うものとする。

(提供する資器材等)

第5条 乙が提供する資器材等は、次のとおりとする。

(1) 給水に必要な蛇口等の諸器具等

(2) その他復旧工事に要する資器材

2 上記復旧工事に要した資器材等に係る諸経費は別途甲・乙協議して定める。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は甲・乙協議して定める。

(協 定 期 間)

第7条 この協定期間は、平成8年1月31日から平成9年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲・乙双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとする。以後も同様とする。

(協定の変更)

第8条 協定の内容を変更しようとする場合は、甲・乙協議して変更協定書を取り交わすものとする。

(付則)

この協定は、平成8年1月31日から適用する。

この協定成立を証するため、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年1月31日

甲 桐生市水道局
桐生市水道事業管理者

乙 桐生管工事協同組合
理事長

(3)群馬県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、群馬県及び県内各水道事業者(以下「会員」という。)が協力して実施する群馬県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内の会員を11地区(以下「地区」という。)に分け、地区を県央、西毛、東毛の3ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

2 各地区及び各ブロックには、それぞれ代表都市及び副代表都市を置く。

3 前項の地区代表都市は、群馬県の各保健福祉事務所所在市町を充て、地区副代表都市は各地区で選任する。

また、各ブロック代表都市及び各ブロック副代表都市は地区代表都市から選出し、県央ブロックについては、前橋市を代表都市とする。

4 群馬県(以下「県」という。)は、各ブロック代表都市と連携を密にし、必要ある場合は、他都道府県及び関係機関への応援要請等の連絡調整を行うものとする。

また、県は、県内及び他の都道府県において水道災害が発生し、他都道府県及び関係機関からの要請に基づき、この協定に基づく応援活動を実施する場合は、ブロック代表都市に応援協力の要請を行うものとする。

5 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、群馬県保健福祉部衛生食品課が担当し、群馬県企業局と連携のもとに行う。

(応援内容)

第3条 応援活動は原則として、被災会員の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示(様式第1号)に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧工事
- (3) 応急復旧用資機材の供出

3 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災会員、応援会員及び県の協議による。

4 他の都道府県等への応援活動は、前各項に準ずるものとする。

(応援要請等)

第4条 応援要請は、原則として次の各号により行うものとする。

- (1) 被災会員は、所属する地区の代表都市へ応援を依頼する。
- (2) 地区代表都市は、地区内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、ブロック代表都市に応援を要請する。
- (3) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、他のブロック代表都市に応援を要請する。
- (4) ブロック代表都市は、さらに必要と認めるときは、県へ応援を要請する。

2 応援要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災会員が応援要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書(様式第2号及第3号)を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第6条 応援会員が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第7条 被応援会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援会員は、資機材等の応援を受ける場合、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に必要な経費は、法令等に別段定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援給水、応援復旧、応援復旧用資機材に要する費用は、被応援会員が負担する。
- (2) 応援職員の派遣に要する経費は、応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援会員が、また、被応援会員への往復途中に生じたものについては応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員等が協議して定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第9条 会員は応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに県に提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等(様式第4号)
- (2) 応援資機材の保有状況(様式第5号)
- (3) 応援に従事できる職員数(様式第6号)
- (4) 水道配管等の標準施工図又はこれに準ずるもの

2 県は前項の調査票を取りまとめ、整理のうえ会員に送付するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(訓練)

第11条 会員は、この協定に基づき相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(実施期日)

第12条 この協定は、平成13年2月9日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書1通を作成し、協定者が記名押印のうえ原本を県が保有し、その写しを各事業体が保有する。

平成13年2月9日

群馬県
桐生市
ほか9市30町26村2企業団

(4) 災害時等における応援業務に関する協定書

桐生市(以下「甲」という。)と株式会社両毛ビジネスサポート(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他の災害等(「災害等」という。)の発生時における水道事業の応援業務について、次の通り協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は桐生市水道事業給水区域内で災害等が発生し、水道施設が被災等したとき、甲の要請に基づき乙が協力する水道事業の応援要請について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は災害等発生時の応援業務について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、応援業務の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 応援業務の内容は応急給水活動その他必要に応じた人的支援とする。

(協力)

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは速やかに応援業務について協力するものとする。

(現場指揮等)

第4条 甲は応援業務に関し、必要な現場指揮等を行うものとする。

(事前準備)

第5条 乙は甲の協力要請に速やかに対処できるよう、社員の動員体制、資機材等の保有状況等を把握しておくものとする。

(費用負担)

第6条 応援業務に要した費用の負担については、その都度、甲乙協議の上、決めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第7条 応援業務において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により保障するものとする。

2 応援業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は災害等発生時における応援業務を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項についてはその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月3日

甲 桐生市長

乙 株式会社両毛ビジネスサポート
代表取締役

(5) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害で被災した都市が速やかに給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会関東地方支部（以下「関東地方支部」という。）に属する都県支部（以下「都県支部」という。）間における相互応援活動及び公益社団法人日本水道協会（以下「協会本部」という。）の他の地方支部と関東地方支部との間における相互応援活動に係る都県支部の体制に関し必要な事項を定める。

(要請の種類)

第2条 関東地方支部内において災害が発生した場合、当該災害で被災した事業体が属する都県支部の支部長は、次の要請をすることができる。

- (1) 他の都県支部長に対する応援要請
- (2) 協会本部の他の地方支部長（以下「他の地方支部長」という。）に対する応援要請

(要請方法)

第3条 前条の要請は、公益社団法人日本水道協会関東地方支部長（以下「関東地方支部長」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、電話、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を関東地方支部長に提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援内容
- (3) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (4) 必要とする給水車台数または応急復旧班数
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた関東地方支部長は、関東地方支部内の他の都県支部長（以下「応援都県支部長」という。）に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、関東地方支部長の要請についてこれを準用する。

4 関東地方支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、協会本部を通じて、他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 関東地方支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、応援都県支部長に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 関東地方支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表1に掲げる順位により、各都県支部長がこの協定における関東地方支部長の事務を代理するものとする。

2 都県支部長は、都県支部長である事業体が被災した場合に、この協定に定める都県支部長の事務を代理させる事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援都県支部長の責務)

第5条 応援都県支部長は、関東地方支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した都県支部長（以下「被災都県支部長」という。）に全面的に協力するものとする。

(応援活動)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援職員の受入)

第7条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災都県支部長は、応援活動のために派遣する職員（以下「応援職員」という。）の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

ただし、宿泊施設の指定が困難な場合においては、応援活動に従事する水道事業体（以下「応援水道事業体」という。）及び応援水道事業体現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に対し、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(幹事応援水道事業体)

第8条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害が発生した場合等に、現地対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、幹事応援水道事業体を定めることができる。

(中継水道事業体)

第9条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、関東地方支部内の被災都県支部以外の都県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合は、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(支援拠点水道事業体)

第10条 関東地方支部長は、関東地方支部内で大規模広域災害等が発生し、応援の長期化が見込まれる場合は、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する都県支部長と協議の上、定めることができる。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他別段の定めがあるものを除き、応援を受ける水道事業体（以下「被災水道事業体」という。）が負担することを原則として、詳細を別途定めるものとする。

2 被災水道事業体が負担すべき費用であっても、被災水道事業体が当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援水道事業体が一時繰替支弁するものとする。

(他の地方支部への応援)

第12条 関東地方支部長は、協会本部から他の地方支部の正会員に対する応援活動の協力要請を受けたときは、その受諾について、各都県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 関東地方支部長が、前項の応援活動の協力要請を受諾したときは、関東地方支部内の事業体においては、この協定による応援活動の例により協力するものとする。

(協会本部正会員以外の水道事業体等への応援)

第13条 関東地方支部内の各都県支部長、各県等の行政機関又は他の地方支部長から、協会本部正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援活動の協力要請があった場合は、関東地方支部長と関係する都県支部長が協議の上、この協定に準じて当該応援活動の協力要請に対応するものとする。

(連絡担当部課)

第14条 関東地方支部長及び各都県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(平時からの情報交換及び訓練)

第15条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、関東地方支部長及び各都県支部長は、前条の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる関東地方支部防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

2 相互応援の円滑な実施を図るため、関東地方支部内で合同防災訓練を定期的に行うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項については、関東地方支部長及び各都県支部長が協議してこれを定める。

附 則

1 この協定は、平成10年4月30日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成23年12月7日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成28年8月8日から適用する。

2 この協定の締結の証として、本書9通を作成し、関東地方支部長及び各都県支部長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年8月8日

公益社団法人日本水道協会関東地方支部長
横浜市 林 文子

公益社団法人日本水道協会東京都支部長
東京都公営企業管理者 醍醐 勇司

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部長
川崎市 福田 紀彦

公益社団法人日本水道協会千葉県支部長
千葉県知事 森田 健作

公益社団法人日本水道協会埼玉県支部長
さいたま市長 清水 勇人

公益社団法人日本水道協会群馬県支部長
前橋市長 山本 龍

公益社団法人日本水道協会栃木県支部長
宇都宮市長 佐藤 栄一

公益社団法人日本水道協会茨城県支部長
日立市長 小川 春樹

公益社団法人日本水道協会山梨県支部長
甲府市長 樋口 雄一

別表 1

順 位	支 部 長 名
第 1 順 位	東 京 都 支 部 長
第 2 順 位	神 奈 川 県 支 部 長
第 3 順 位	千 葉 県 支 部 長
第 4 順 位	埼 玉 県 支 部 長
第 5 順 位	群 馬 県 支 部 長
第 6 順 位	栃 木 県 支 部 長
第 7 順 位	茨 城 県 支 部 長
第 8 順 位	山 梨 県 支 部 長

(6) 社団法人 日本水道協会群馬県支部災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本水道協会群馬県支部規則第3条の2の規定に基づき、地震、異常湧水その他の災害時において、日本水道協会群馬県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援内容)

第2条 会員が相互に行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 応急給水活動及び応急復旧活動を行う期間は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(応援要請)

第3条 被災した会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長をとおして要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ応援するよう努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災した会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等迅速かつ正確に伝達できる通信手段により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職種別人員
- (4) 応援期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) その他必要な事項

(応援体制)

第5条 応援を行う会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ当該職員に食料、衣類その他必要なものを携帯させるものとする。

2 応援を行う会員の職員は、会員名を表示した腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(被応援体制)

第6条 被災した会員は、災害の状況に応じ、応援を行う会員に対する宿舍のあっせんその他必要な便宜を図るものとする。

(費用負担)

第7条 応援を行う会員の職員派遣に要する費用は、応援を行う会員が負担し、工事業者の派遣その他の費用については、原則的に被災した会員の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援を行う会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行う会員の負担とする。

2 応援を行う会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災した会員が、応援を行う会員が応援場所への往復途中に生じたものについては応援を行う会員がその賠償の責任を負う。

3 前2項の規定により難しい場合は、関係する会員が協議して定めるものとする。

(他の支部との相互応援)

第9条 支部長は、災害時における相互応援について、支部内での対応が困難なときは、支部以外の日本水道協会の会員（以下「他支部の会員」という。）に応援を求めるものとする。

2 被災した他支部の会員から応援要請があった場合は、会員は極力これに応じ応援するよう努めるものとする。

(応援物資等の調査等)

第10条 会員は、災害時における相互応援の円滑な実施のため、毎年、応援に従事できる職員数、会員の保有する資機材等の備蓄状況等を調査し、災害時の連絡先(様式第1号)及び応援に従事できる職員数と保有する資機材等の備蓄状況(様式第2号)により支部長に報告するものとする。

2 支部長は、前項の規定による報告を取りまとめ、その結果を会員に送付するものとする。
(協議)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月24日から実施する。

様式第1号(第10条関係)

災 害 時 の 連 絡 先

会 員 名 (連絡担当部課名)			
連 絡 担 当 者		連絡担当責任者	連絡担当副責任者
連 絡	電話(勤務時間内)		
	〃 (〃 外)		
	FAX(勤務時間内)		
	〃 (〃 外)		

様式第2号（第10条関係）

応援に従事できる職員数と保有する資機材等の備蓄状況

会員名 _____

1 応援に従事できる職員数 年 月 日現在

	職 種 別 職 員 数							備考
	事務	技 術 職 員					配管	
会 員 名	職員	土木	電気	化学	機械	建築	技能員	

2 保有する資機材等の備蓄状況 年 月 日現在

項 目	種 別	規 格	数 量	備 考
車 両	給水タンク車(吸排装置付)	t		
	給水タンク車(吸排装置なし)	t		
	その他	t		
給水容器	給水タンク	ℓ		
	給水タンク	ℓ		
	ポリタンク	ℓ		
	ポリタンク	ℓ		
	ポリ袋	ℓ		
	ポリ袋	ℓ		
機 材	簡易浄水器(可搬式)	m ³ /h		
	簡易浄水器(可搬式)	m ³ /h		
	発電機			
	投光機			
	鉄管切断機			
	電動ネジ切機			
	その他			
管 類	直管	mm		
	直管	mm		
そ の 他				

(7) 上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定(伊勢崎市)

桐生市水道事業(以下「甲」という。)と伊勢崎市水道事業(以下「乙」という。)は、上水道相互連絡管設置工事に関する覚書(平成28年11月14日付け)に基づき桐生市新里町野392番9地先と伊勢崎市香林町二丁目712番3地先の行政区域界上に設置した上水道相互連絡管により相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水(以下「応援配水」という。)を行うものとする。

(維持管理)

第2条 連絡管の維持管理は甲と乙それぞれが行い、修繕等に要した費用はそれぞれが負担するものとする。

(応援配水の実施範囲)

第3条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

(応援配水の開始)

第4条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書(様式。以下「依頼書」という。)を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは、口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始は、甲乙双方が立会いの上実施するものとする。

(応援配水の期間および配水量)

第5条 応援配水の期間および配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

(使用水量の計算及び通知)

第6条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により決定した使用水量を1月ごとに集計し通知するものとする。

(応援配水単価等)

第7条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価(給水収益を年間総有収水量で除したもの)とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(代価の支払)

第8条 甲又は乙は前条の規定により算出した代価をそれぞれの発行する納入通知書により支払うものとする。

(応援配水の制限)

第9条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

(水質の確認)

第10条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

(定めのない事項等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年11月9日

桐生市織姫町1番1号
甲 桐生市水道事業
桐生市長 亀山 豊文

伊勢崎市今泉町二丁目410番地
乙 伊勢崎市水道事業
伊勢崎市長 五十嵐 清隆

様式(第4条関係)

応援配水依頼書

年 月 日

様

平成 年 月 日付で締結した上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定書に基づき、次のとおり応援配水を受けたいので依頼します。

記

- 1 配水開始時間 年 月 日 午前・午後 時から
- 2 配水予定期間 上記配水開始日時から 年 月 日 まで
- 3 配水予定量 一日当り m^3
期間合計数量 m^3
- 4 配水発生要因
- 5 連絡担当者

(8) 上水道相互連絡管設置に関する協定(前橋市)

上水道相互連絡管設置に関する協定書

前橋市長（以下「甲」という。）と桐生市長（以下「乙」という。）は、前橋市水道事業配水管と桐生市水道事業配水管を連絡し、相互応援配水を行うため次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、災害や水質事故等発生時に、それぞれの配水区域への配水が不可能な場合、その住民の用に供する目的で相互応援配水（以下「応援配水」という。）を行うため、配水連絡管（以下「連絡管」という。）を設置するものとする。

（設置地点及び位置）

第2条 連絡管の設置地点は、甲と乙の行政区域境界上を原則とし、設置位置は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡管工事）

第3条 連絡管の設置工事の施工範囲は、甲乙協議の上決定するものとし、工事費についてはそれぞれが負担するものとする。

（維持管理）

第4条 連絡管の維持管理は甲と乙がそれぞれ施工した範囲に対して行い、修繕等に要した費用についてもそれぞれが負担するものとする。

2 甲及び乙は、連絡管の点検確認のため、年1回程度甲乙双方の職員を立ち合わせるものとする。

なお、立会いの日時については、甲乙協議の上決定するものとする。

（応援配水の実施範囲）

第5条 応援配水は、付近住民への飲料水用及び防火用のために行うものとする。

（応援配水の開始）

第6条 甲及び乙は、応援配水の必要が生じた場合は、速やかに連絡を取り合うとともに、事前に応援配水依頼書（様式。以下「依頼書」という。）を提出するものとする。ただし、依頼書を提出するいとまがないときは口頭で依頼し、後日速やかに依頼書を提出するものとする。

2 応援配水の開始及び終了時は、原則甲乙双方が立会うものとする。

（応援配水の期間及び配水量）

第7条 応援配水の期間及び配水量は、甲乙協議の上決定するものとする。

（使用水量の計算及び通知）

第8条 応援配水を受ける場合の甲又は乙の使用水量は、連絡管内に流量計を設置して計量するものとする。ただし、次の理由で使用水量の把握ができない場合は、甲乙協議の上使用水量を決定する。

(1) 緊急に応援配水の必要性が生じ、流量計の設置が困難な場合

(2) 応援配水が短期間となるため、流量計を設置しない場合

(3) 流量計等の故障により計量不能となった場合

(4) その他、甲乙双方が認めた場合

2 配水側の甲又は乙は、前項の規定により計量し、又は決定した使用水量を一月ごとに集計し、受水側の甲又は乙に通知するものとする。

(応援配水単価等)

第9条 甲又は乙から応援配水する水量の単価は、1立方メートル当たりのそれぞれの前年度供給単価(給水収益を年間総有収水量で除したもの)とし、代価は使用水量に当該単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 消費税及び地方消費税相当額は、前項に定める使用水量に配水単価を乗じて得た額に、これに適用される消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(代価の支払)

第10条 甲又は乙は、前条の規定により算出した代価を配水側の発行する納入通知書により支払うものとする。

(応援配水の制限)

第11条 甲及び乙は、応援配水を行うことにより通常の配水に支障が生じ緊急を要する場合は、一時的に、応援配水の配水量、配水時間等について制限を加えることができる。この場合において当該制限の内容を速やかに甲又は乙に連絡するものとする。

(水質の確認)

第12条 甲及び乙は、応援配水に際し、連絡管内にある滞留水の排水を行うとともに、残留塩素の有無を判定し、必要な塩素の濃度を確認の上通水するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了の一月前までに甲又は乙のいずれか一方の文書による異議の申出がない場合は、1年間協定を更新し、以後もこれに準ずるものとする。

(定めのない事項等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年2月18日

前橋市大手町二丁目12番1号

甲 前橋市

前橋市長 _____

桐生市織姫町1番1号

乙 桐生市

桐生市長 _____

(9) 災害時等における応援業務に関する協定書

桐生市（以下「甲」という。）と関信ゼベリン株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等（「災害等」という。）の発生時における水道事業の応援業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は桐生市水道事業給水区域内で災害等が発生し、水道施設が被災等したとき、甲の要請に基づき乙が協力する水道事業の応援要請について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害等発生時の応援業務について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、応援業務の内容、日時、場所、必要な人員及び資機材等を明示した文書により行うものとする。ただし文書によることが困難なときには、口頭又は電話により協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 応援業務の内容は、漏水調査業務及び応急給水活動における補助、その他必要に応じた人的支援とする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定による要請を受けたときは速やかに応援業務について協力するものとする。

（事前準備）

第4条 乙は甲の協力要請に速やかに対処できるよう、社員の動員体制、資機材等の保有状況等を把握しておくものとする。

（費用負担）

第5条 応援業務に要した費用の負担については、その都度、甲乙協議の上、決めるものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第6条 応援業務において乙の社員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により保障するものとする。

2 応援業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は災害等発生時における応援業務を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。

(定めのない事項等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項についてはその都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月20日

甲 群馬県桐生市織姫町1番1号
桐生市
代表者 桐生市長 荒木 恵 司

乙 群馬県桐生市広沢町1丁目2563番地の2
関信ゼベリン株式会社
代表取締役 岡 部 雅 之

(10) 災害時等における応急復旧活動の応援協力に関する覚書

桐生市（以下「甲」という。）と両毛ビジネスサポート・桐生管工事協同組合・関信ゼベリン共同企業体（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等（「災害等」という。）の発生時において水道施設等の早期復旧を目指すため、応援協力に関する覚書を締結する。

(応援協力)

第1条 災害等が発生した場合における応急復旧活動を迅速かつ円滑に遂行するため、乙の構成員は全面的に協力をするものとする。

2 協力内容は、甲が乙の構成員それぞれと締結している災害時等における応援協力に関する協定に基づいて行う。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援協力のための連絡体制を整え、災害等が発生したときは速やかに情報を連絡し合うものとする。

(有効期間)

第3条 この覚書は、覚書締結日から効力を有するものとし、有効期間は令和7年3月31日までとする。

この覚書成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月20日

甲 群馬県桐生市織姫町1番1号
桐生市
代表者 桐生市長 荒木 恵司

乙 群馬県桐生市広沢町2丁目2961番地
両毛ビジネスサポート・桐生管工事協同組合・
関信ゼベリン共同企業体
代表企業 株式会社両毛ビジネスサポート
代表取締役 星野 仁

VIII. その他資料

1. 桐生市水道料金審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、水道料金の額について審議するため、桐生市水道料金審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会は、14人をもって組織する。

2 委員は、公共的団体の代表者及び水道使用者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

2. 両毛地域水道事業管理者協議会開催要領

(名称)

第1条 この会は、両毛地域水道事業管理者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水道事業の経営について、情報の交換、協議等を行い、水道事業の健全な運営に資することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会の構成員は、桐生市、足利市、佐野市水道事業管理者(水道事業管理者を置かない構成団体にあつては、水道事業主管局局長)及び群馬東部水道企業団企業長(以下「団体」という。)とする。ただし、水道事業管理者が出席できないときは、代理の者が出席するものとする。

(招集)

第4条 協議会は、代表世話人が招集する。

(代表世話人)

第5条 代表世話人は、各団体の持ち回りとし、足利市、桐生市、佐野市、群馬東部水道企業団の順とする。

2 代表世話人は、協議会の座長となる。

3 代表世話人の任期は、2年とする。

(会場)

第6条 協議会の会場は、各団体の持ち回りとする。

(事務局)

第7条 事務局は、代表世話人の団体が担当する。

(費用)

第8条 費用分担については、別途協議決定する。

2 会議費用については、会場当番団体の負担とする。

(参加費)

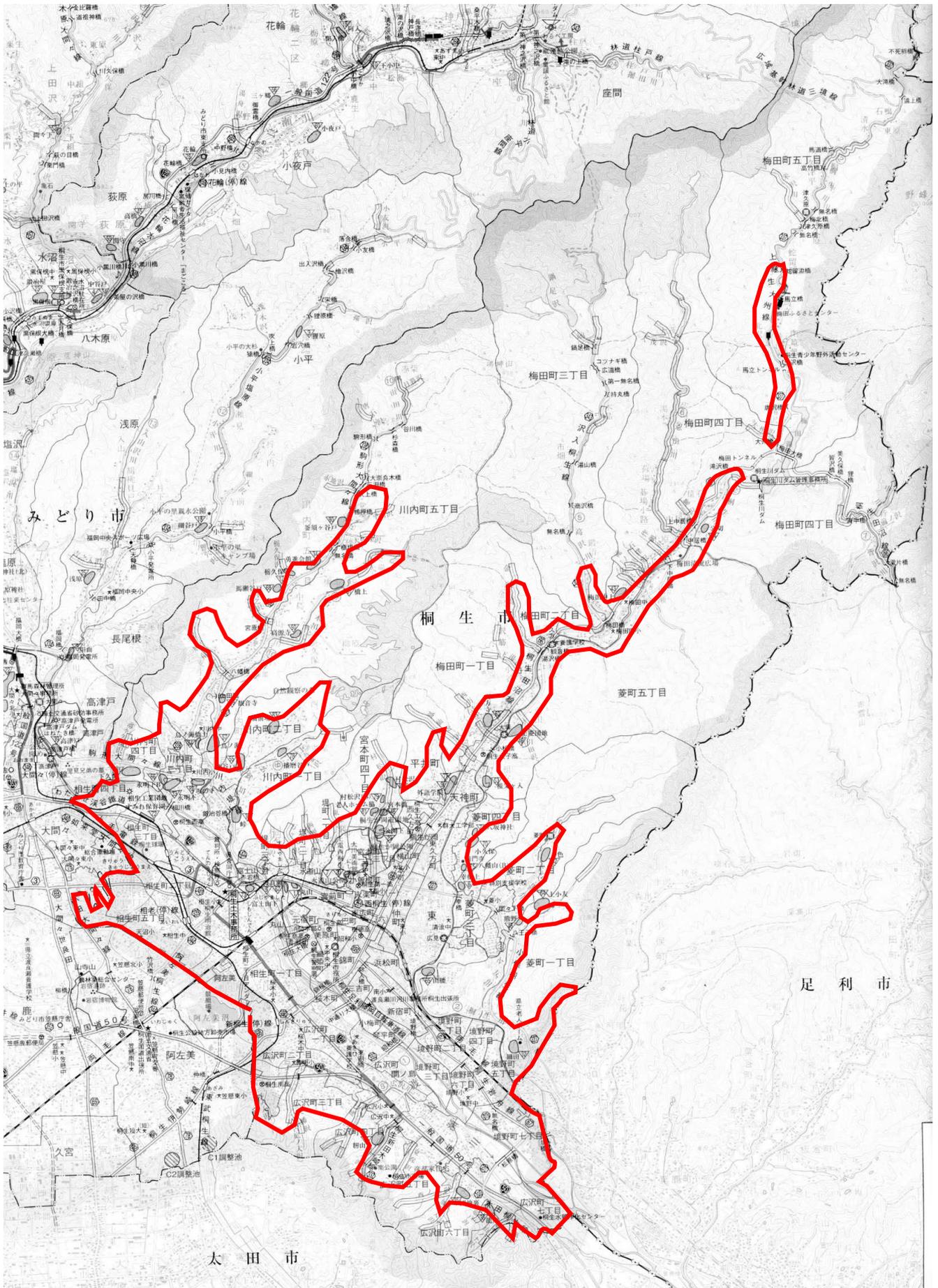
第9条 出張旅費等の経費については、出席者の負担とする。

(会議)

第10条 協議会は、5月及び8月の年2回開催する。

(実務担当者研究会)

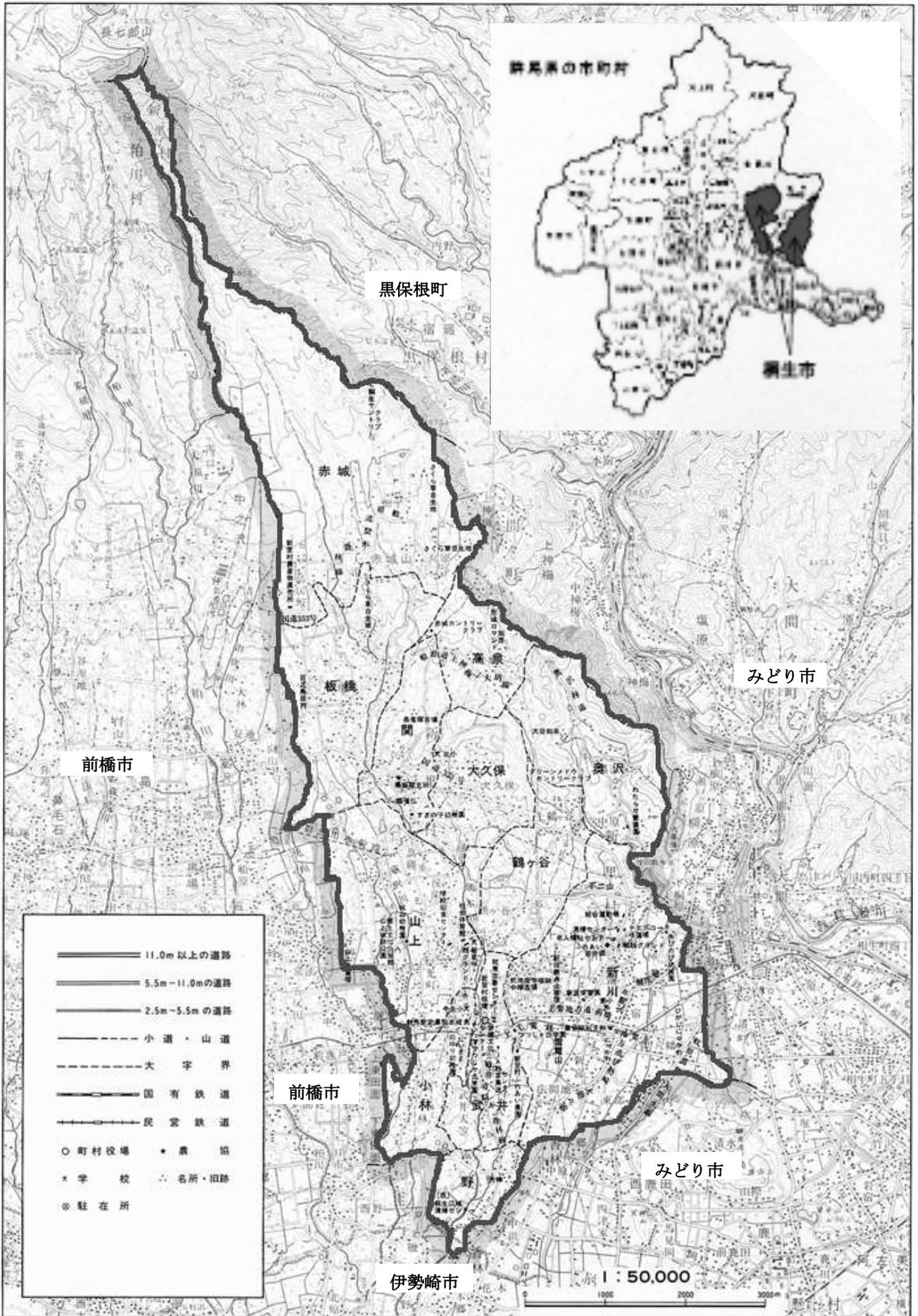
第11条 協議会の目的達成の一環として、研究会を開催するものとし、細目については別に定める。



—— 旧桐生地区給水区域

桐生市給水区域図

旧桐生地区



群馬県の市町村

桐生市

黒保根町

みどり市

前橋市

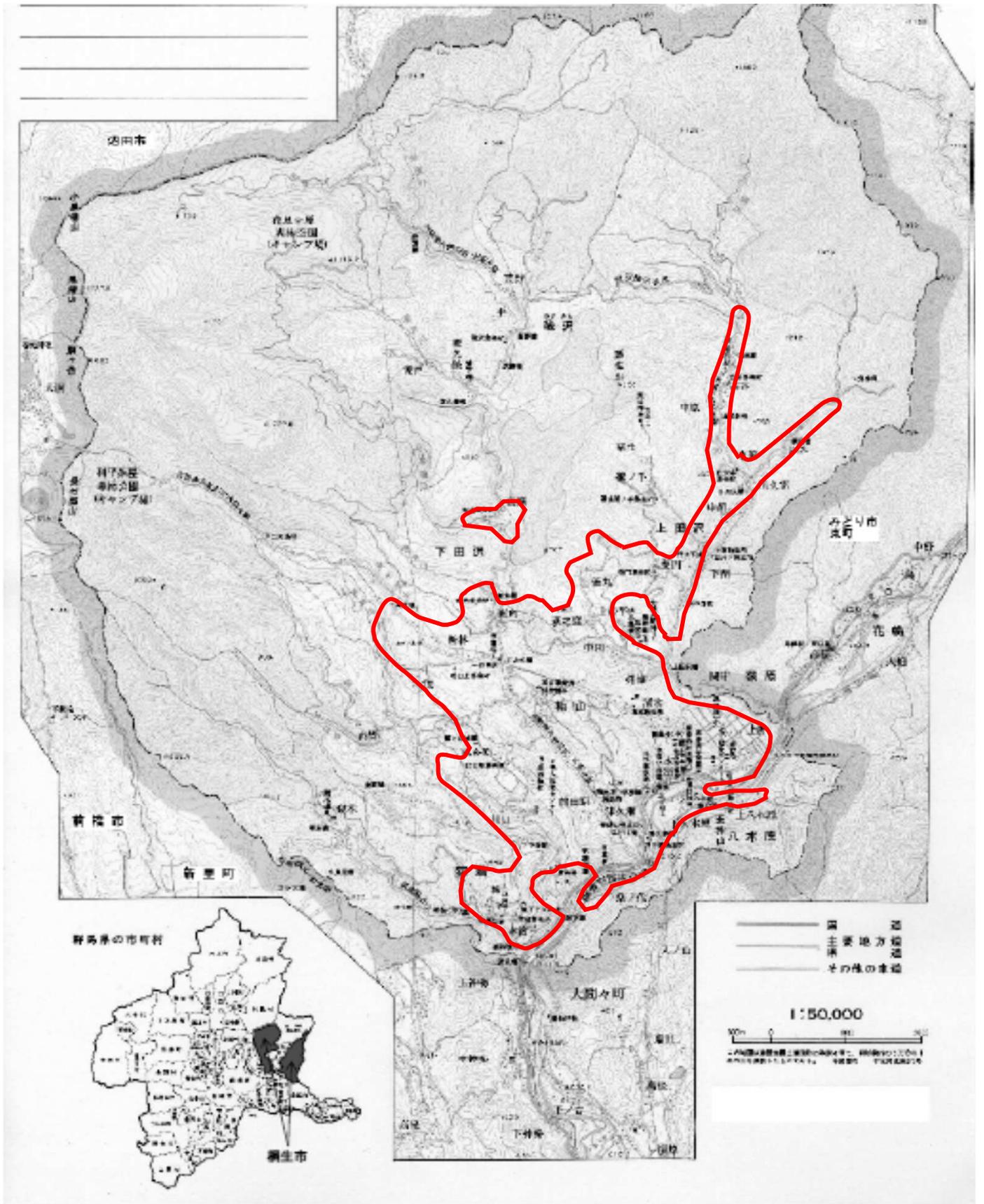
前橋市

みどり市

伊勢崎市

1 : 50,000

- 11.0m以上の道路
- 5.5m-11.0mの道路
- 2.5m-5.5mの道路
- - - 小道・山道
- - - 大字界
- 国有鉄道
- 民営鉄道
- 町村役場 * 農協
- * 学校 △ 名所・旧跡
- ◎ 駐在所



—— 黒保根地区給水区域

黒保根地区

令和6年度
桐生市水道事業年報
令和7年10月発行

発行 桐生市水道局
〒376-0025
桐生市美原町 2-5
TEL 0277-32-4352
編集 桐生市水道局総務課